

日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク (PEPNet-Japan)
平成 26 年度 地域ネットワーク形成支援事業

東海地区障害学生支援担当 教職員研修会 当日資料・報告書



日時 平成 27 年 2 月 21 日 (土) 10:30 ~ 17:00

会場 愛知教育大学 (愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢 1)

主催 国立大学法人 愛知教育大学
日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク (PEPNet-Japan)

協力 日本福祉大学 / 国立大学法人 名古屋大学 /
国立大学法人 三重大学 / 中部学院大学

はじめに

東海地区では、平成 21 年に東海地区聴覚障害学生高等教育支援連絡会を開催したことに始まり、これまでも定期的に大学関係者の地域連携や交流の取り組みを進めてきました。そして、平成 26 年度は日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）地域ネットワーク形成支援事業の中で東海地区のネットワーク形成に取り組み、大学関係者間で集まり情報交換および研修を行う場を複数回設けることができました。

今後は障害者差別解消法施行に伴い、聴覚障害学生に対する合理的配慮に基づいた支援提供が求められることとなります。聴覚障害学生へのサポートを各大学単体の責任とするのではなく、学生の受け入れと支援体制に関して実績のある大学が、新たに聴覚障害学生を受け入れる大学や支援体制の充実が途上段階にある大学に、積極的に情報提供していく取り組みを継続的に進めていくべきでしょう。こうした関係の維持・継続のために、東海地区の各大学の聴覚障害学生支援の現状を把握し、技術・情報の共有、相談や交流等が行える場を設け、地域全体で聴覚障害学生支援に取り組んでいく体制を整えていきたいと考えています。

これまでに PEPNet-Japan ネットワーク形成支援事業を実施してきた北海道地区・東北地区・関西地区に続いて、東海地区でも今回のネットワーク形成支援事業の関係者が手を取り合い、地域の大学連携を深め、聴覚障害学生支援を充実させていきたいと思っております。また、研修会開催にご協力下さった皆様に改めて御礼申し上げます。

日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク
平成 26 年度地域ネットワーク形成支援事業
主管校 愛知教育大学 岩田吉生・高橋岳之

も く じ

はじめに	1
開催要項・プログラム	3
第1部 「障害者施策の動向と大学等に求められる今後の対応」	
【概要報告】	5
◆障害者施策の動向	
【講演資料】	6
【報告】	24
◆障害者差別解消法推進に関する基本方針について	
【講演資料】	28
【報告】	33
第2部 東海地区障害学生支援担当者情報交換会	
「合理的配慮を進めるために ―聴覚障害学生支援を中心に―」	
【概要報告】	39
【講演資料】	41
【報告】	55
【参考】地域ネットワーク形成支援事業 概要	65

開催要項

名 称：平成 26 年度地域ネットワーク形成支援事業
東海地区障害学生支援担当教職員研修会

目 的：近年、大学等の高等教育機関においては、障害学生支援の業務を専門に担当する部署を設けたり、支援業務を専任で行う教職員を設置したりするなど、支援体制の構築が広がりつつある。その一方で、障害者差別解消法の施行に向けて、文部科学省では高等教育機関における障害学生への合理的配慮についての検討会報告を公示し、内閣府では基本方針の策定を進めるなど、国政でも障害学生支援のあり方について検討が進みつつある。今後、障害学生への支援は、一部の専門部署のみが運営するものではなく、大学全体で取り組むべき課題として位置づけられ、さらに、複数の大学が連携・協力しながら取り組みを蓄積していく必要性が増すことと思われる。

こうした状況を受け、日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）では、全国的な大学間ネットワーク構築に取り組みつつ、連携大学・機関を核として、地域ごとの大学・機関同士の連携を促すため「地域ネットワーク形成支援事業」を実施している。今年度は、東海地区 6 大学の教職員とともに実行委員会を組織し、障害学生支援体制の底上げと関係者間の連携強化を進めるために活動を進めてきた。本研修会は、東海地区の大学を中心に、障害学生支援の担当者が障害者差別解消法に基づく障害学生支援への理解を深めるとともに、支援担当者同士の活発な情報交換及び継続的なネットワーク形成に寄与することを目的として開催するものである。

日 時：平成 27 年 2 月 21 日（土）10：30～17：00

会 場：国立大学法人 愛知教育大学（愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢 1）

対象者：【第 1 部】全国の高等教育機関において障害学生支援の組織運営に関わる教職員
ならびに実務担当教職員

【第 2 部】実務担当教職員

定 員：【第 1 部】150名 【第 2 部】50名

参加費：無料

主 催：国立大学法人 愛知教育大学

日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）

協 力：日本福祉大学

国立大学法人 名古屋大学

国立大学法人 三重大学

中部学院大学

その他：パソコンノートテイクや手話通訳・テキストデータの事前提供など、ご参加に際し配慮が必要な場合には、申込の際にお知らせ下さい。

プログラム

【第1部】 10：30～12：30

開会挨拶

講演・報告「障害者施策の動向と大学等に求められる今後の対応」

■障害者施策の動向

講師：辻直人氏（文部科学省高等教育局学生・留学生課 課長補佐）

■講演「障害者差別解消法推進に関する基本方針に基づく障害学生支援について」

講師：石川准氏（静岡県立大学国際関係学部 教授・障害者政策委員会委員長）

【第2部】 13：30～17：00

東海地区障害学生支援担当者情報交換会

「合理的配慮を進めるために ―聴覚障害学生支援を中心に―」

■事例報告

テーマ1「組織的な障害学生支援体制の構築事例」

講師：矢田直人氏（同志社大学京田辺校地学生支援課 課長）

テーマ2「教員への理解啓発事例」

講師：柴田可奈恵氏（東洋大学学生生活課 課長補佐／
バリアフリー推進室コーディネーター）

テーマ3「支援内容決定プロセスについての事例」

講師：松岡克尚氏（関西学院大学人間福祉学部 教授）
徳田真二氏（関西学院大学学生生活活動支援機構総合支援センター 課長）

■テーマ別ディスカッション（3つのうちから1つを選んで参加）

テーマ1「組織的な障害学生支援体制の構築について」

ファシリテーター 矢田直人氏／司会 佐藤剛介氏（名古屋大学）

テーマ2「教員への理解啓発について」

ファシリテーター 柴田可奈恵氏／司会 山田進氏（中部学院大学）

テーマ3「支援内容決定プロセスについて」

ファシリテーター 松岡克尚氏・徳田真二氏／司会 中内駿氏（名城大学）

■報告「東海地区でのネットワーク活動について」

講師：岩田吉生氏（愛知教育大学教育学部 准教授）

【第1部】「障害者施策の動向と大学等に求められる今後の対応」

【概要報告】

「我が国の障害者施策の動向と大学等における今後の対応」

講師：辻直人氏（文部科学省高等教育局学生・留学生課 課長輔佐）

文部科学省高等教育局学生・留学生課から辻直人課長補佐にお越し頂き、障害者施策の動向についてご報告頂いた。

障害のある学生の現状について、日本学生支援機構の全国調査に基づき報告を頂き、大学等の約7割には障害学生が在籍している状況であることや、障害学生支援関連予算についての説明がされた。

障害者施策の動向では、国連の障害者の権利に関する条約への批准により進められている法整備の状況について説明され、第3次障害者基本計画においても「高等教育における支援の推進」が項目として初めて盛り込まれたことが説明された。

こうした流れを受け、大学等においては合理的配慮の提供が求められ、今後はより大学間や地域との連携が重要となってくるので、このような地域連携の取り組みの発展を期待したいとまとめられた。

報告者：高橋岳之（愛知教育大学教育学部 准教授）

「障害者差別解消法推進に関する基本方針に基づく障害学生支援について」

講師：石川准氏（静岡県立大学国際関係学部 教授・障害者政策委員会委員長）

障害者差別解消法が平成25年6月に制定された。これは、障害者権利条約を批准するための国内制度改革の一環であり、障害者基本法第4条の規定を具体化し、推進するためのものである。この法律は、国及び地方公共団体（以下、「行政機関」とする）、事業者に対して、障害のある人々への「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」を禁止することを目的としている。今後、合理的配慮について、国公立大学等は法的義務を、学校法人等は努力義務を負うことになる。合理的配慮の提供にあたっては、障害当事者と行政機関（事業者）間の建設的対話が重要である。障害当事者にはセルフアドボカシーが必要となる一方で、行政機関（事業者）には、合理的配慮を集積して環境整備へとつなげていく対応が求められる。このように、両者の対話を通してそれぞれが理解を深めていく共同作業により、合理的配慮の方法や進め方について合意形成をすることが望ましい。

報告者：菊池紀彦（三重大学教育学部 准教授）

【講演資料】

我が国の障害者施策の動向と大学等における今後の対応

平成27年2月21日(土)

- 日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク(PEPNet-Japan)

平成26年度地域ネットワーク形成支援事業 東海地区障害学生支援担当教職員研修会

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課

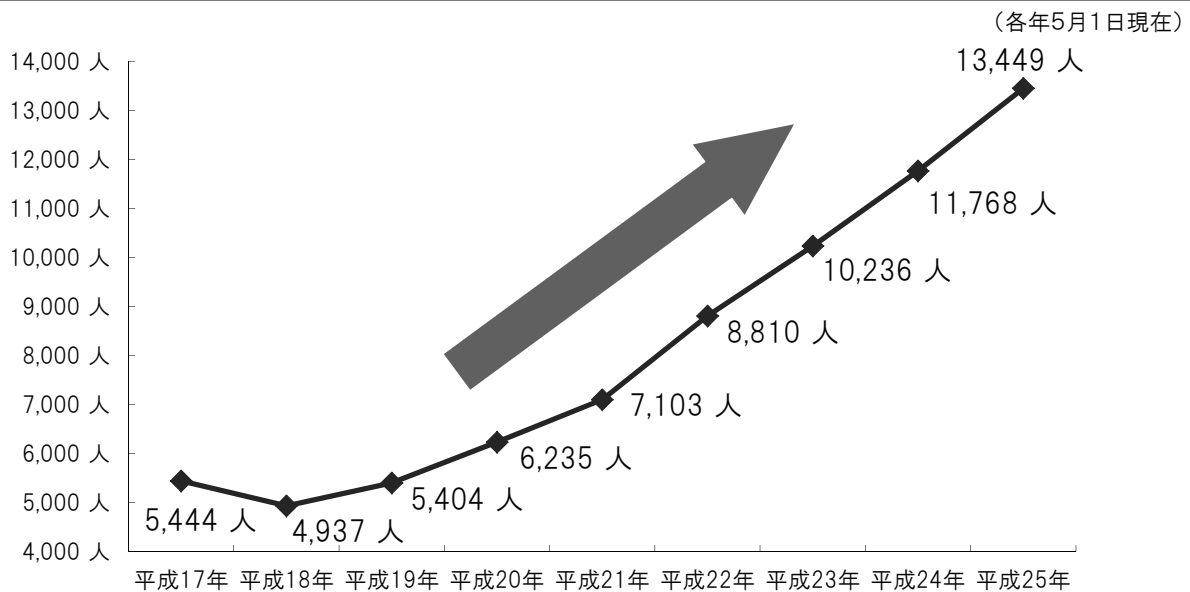


【目次】

1. 障害のある学生の現状・データ
2. 障害者施策の動向
3. 大学等における今後の対応

1. 障害のある学生の現状・データ

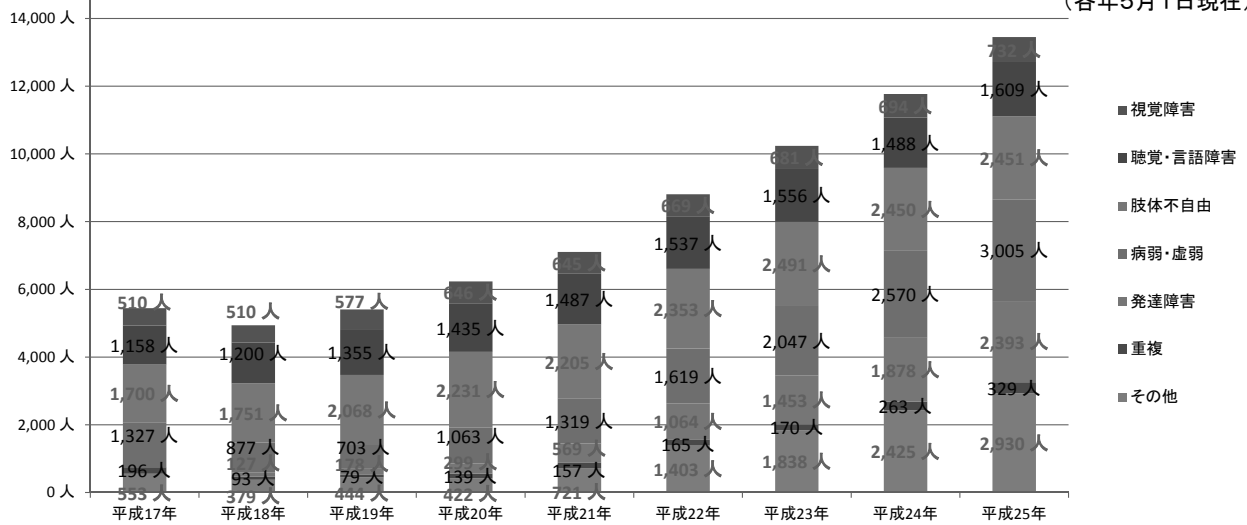
障害のある学生の在籍者数(全体推移)



※1 本調査における「障害学生」とは、「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳」を有している学生又は「健康診断等において障害があることが明らかになった学生」をいう。
 ※2 グラフの数値には、「大学」「短期大学」「高等専門学校」における人数を含む。ただし、研究生、科目等履修生、聴講生及び別科生は含まない。
 (出典:平成25年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査(日本学生支援機構))

障害のある学生の在籍者数(障害種別内訳)

(各年5月1日現在)



- ※1 本調査における「障害学生」とは、「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳」を有している学生又は「健康診断等において障害があることが明らかになった学生」をいう。
- ※2 「病弱・虚弱」とは、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓等の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、神経疾患、悪性新生物等、及び身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とするものを含む。
- ※3 知的障害、精神障害、精神疾患等は「その他」に含む。(平成24年度から内訳を調査(平成25年度の「その他」2,930人中、精神疾患・精神障害は2,637人、慢性疾患・機能障害は245人、知的障害31人、それ以外17人))
- ※4 グラフの数値には、「大学」「短期大学」「高等専門学校」における人数を含む。ただし、研究生、科目等履修生、聴講生及び別科生は含まない。(出典：平成25年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査(日本学生支援機構))

大学における障害学生の在籍者数(内訳)

(平成25年5月1日現在)

大学

区分	学生数	障害学生数	障害学生 在籍率(※2)	支援障害 学生数(※3)	支援障害学生 在籍率	障害学生 支援率(※4)
学部(通学)	2,562,258	9,985	0.39%	5,455	0.21%	54.6%
学部(通信)	167,752	1,758	1.05%	716	0.43%	40.7%
大学院(通学)	255,095	699	0.27%	403	0.16%	57.7%
大学院(通信)	4,019	36	0.90%	15	0.37%	41.7%
専攻科	2,261	10	0.44%	7	0.31%	70.0%
計	2,991,385	12,488	0.42%	6,596	0.22%	52.8%

- ※1 本調査における「障害学生」とは、「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳」を有している学生又は「健康診断等において障害があることが明らかになった学生」をいう。
- ※2 障害学生在籍率：障害学生数÷学生数×100(%)
- ※3 「支援障害学生」とは、学校に支援の申し出があり、かつ、何らかの支援を行っている者
- ※4 障害学生支援率：支援障害学生数÷障害学生数×100(%)

(出典：平成25年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査(日本学生支援機構))

障害学生の在籍学校数

(平成25年5月1日現在)

学校種別	学校数	障害学生 在籍学校数	障害学生 在籍率 (※1)	支援障害学生 在籍学校数 (※2)	支援障害 学生 在籍率	障害学生 支援率 (※3)
大学	780	603	77.3%	513	65.8%	85.1%
短期大学	353	155	43.9%	106	30.0%	68.4%
高等専門学校	57	53	92.9%	45	78.9%	84.9%
計	1,190	811	68.1%	664	55.8%	81.9%

※1 障害学生在籍率: 障害学生
在籍学校数 ÷ 学校数 × 100(%)

※2 「支援障害学生」とは、学校に支援の申し出があり、かつ、何らかの支援を行っている者

※3 障害学生支援率: 支援障害学生
在籍学校数 ÷ 障害学生
在籍学校数 × 100(%)

(出典: 平成25年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査(日本学生支援機構))



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

6

主な授業支援の状況(大学数)(発達障害以外)

(なんらかの授業支援を行っていると回答した大学: 491校中)

(平成25年5月1日現在)

区分	視覚障害	聴覚・言語障害	肢体不自由	病弱・虚弱	重複
点訳・墨訳	48	0	0	0	6
教材の拡大	84	3	11	2	10
教材のテキスト・データ化	59	4	8	0	9
読み上げソフト使用	47	1	3	0	7
ノートテイク	18	141	28	1	18
手話通訳	2	67	0	0	0
教室内座席配慮	88	114	185	25	43
実技・実習配慮	56	63	160	43	30
試験時間延長・別室受験	83	18	102	7	36
解答方法配慮	78	18	61	4	27

(出典: 平成25年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査(日本学生支援機構))



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

7

主な授業支援の状況(大学数)(発達障害)

(発達障害学生が1人以上在籍していると回答した大学:405校中)※1

(平成25年5月1日現在)

区分		実施校数	実施率※2
授業支援	休憩室の確保	60	14.8%
	実技・実習配慮	68	16.8%
	注意事項等文書伝達	72	17.8%
	教室内座席配慮	47	11.6%
	試験時間延長・別室受験	44	10.9%
	講義内容録音許可	45	11.1%
	チューター又はティーチングアシストの活用	39	9.6%
	使用教室配慮	19	4.7%
	解答方法配慮	27	6.7%
	パソコンの持込使用許可	16	4.0%
	授業以外の支援	学習指導(履修方法、学習方法等)	221
保護者との連携		223	55.1%
専門家(臨床心理士等)による心理療法としてのカウンセリング		226	55.8%
社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)		176	43.5%
進路・就職指導		155	38.3%
生活指導(食事、洗濯等)		81	20.0%
出身校との連携		36	8.9%
発達障害支援センターとの連携		47	11.6%
特別支援学校との連携	3	0.7%	

※1 支援発達障害(診断書有)学生又は発達障害(診断書無・配慮有)学生が1人以上在籍していると回答のあった大学

※2 405校における実施率 (出典:平成25年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査(日本学生支援機構))



文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

8

平成27年度障害学生支援関連予算について

【大学における基盤整備の充実】

・国立大学法人運営費交付金(一般運営費交付金)

平成25年度より、障害者向け情報発信促進等経費として、既に障害のある学生への支援を専門的に担当する部署を設置し専属の教職員を配置している大学に対する教員経費を計上。

・私立大学等経常費補助金(一般補助)

平成25年度より、障害学生の受入れや学習支援等に積極的に取り組んでいる私立大学等に対し、既に私学助成において講じている増額支援措置を強化※。

※障害学生一人当たりの単価を倍増

【ネットワーク機能の強化・充実】

・独立行政法人日本学生支援機構運営費交付金

平成18年度より、日本学生支援機構が実施している「障害学生修学支援ネットワーク事業」※を強化・充実させていくことで、必要な事業を実施。

※障害学生支援ネットワーク事業

障害学生に対する先進的な支援を行っている大学等を拠点校(9校)とし、全国の大学等への助言や地域の大学等を含めた研修事業、調査・研究の成果を多くの大学等に提供する事業。



文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

9

2. 障害者施策の動向



○障害者の権利に関する条約

- ・平成18年12月 国連総会にて採択
- ・平成19年 9月 日本署名(賛同)
- ・平成20年 5月 発効
- ・平成26年 1月20日 批准書を国連に寄託 → 2月19日より効力発生

第24条 教育(抜粋)

5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者と平等に高等教育一般、職業訓練、成人教育及び生涯学習の機会を与えられることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。

※第2条 定義(抜粋)

「合理的配慮」とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であつて、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

○障害者基本法の改正

- ・障害者権利条約の理念に沿う、条約の締結に向けた国内法の整備
- ・平成23年8月 改正法施行

第4条 差別の禁止(抜粋)

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

※第2条 定義(抜粋)

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)があるものであつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会生活における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

12

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法)①

- ・障害者基本法第4条に規定された「差別の禁止」を具体化
- ・それが遵守されるための具体的な措置等を規定
- ・平成25年6月公布、平成28年4月施行(一部を除く)

第7条 行政機関等における障害を理由とする差別の禁止(抜粋)

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

第8条 事業者における障害を理由とする差別の禁止(抜粋)

2 事業者は、(同上)…必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

国公立大学・高専など ⇒ 行政機関等(第2条第3号) ⇒ 法的義務
 学校法人、学校設置会社 ⇒ 事業者(第2条第7号) ⇒ 努力義務



○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法)②

《差別を解消するための措置(具体的な対応)》

- 政府
 - ⇒差別の解消の推進に関する「基本方針」を策定(第6条)
- 国の行政機関の長、独法等(≡国立大学・国立高専)
 - ⇒基本方針に則し、当該機関における取組に関する「国等職員対応要領」を策定(第9条)
- 地方公共団体の機関、地方独立行政法人(≡公立大学・公立高専)
 - ⇒「地方公共団体等職員対応要領」を策定(努力義務)(第10条)
- 事業者(≡学校法人、学校設置会社)
 - ⇒主務大臣が事業分野別の「対応指針」(ガイドライン)を策定(第11条)
 - 主務大臣は事業者に対し、報告徴収、助言・指導、勧告できる(第12条)

《差別を解消するための支援措置》

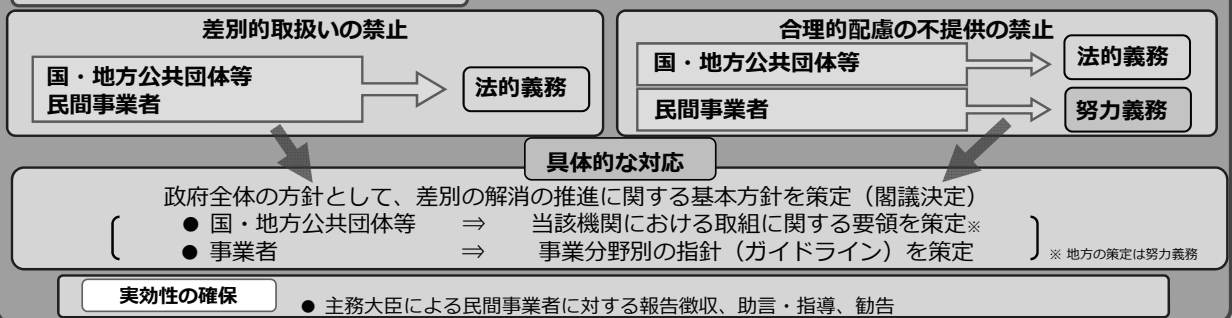
- 相談、紛争防止・解決の体制整備
 - ⇒既存の相談、紛争解決の制度の活用・充実(第14条)
- 地域における連携
 - ⇒障害者差別解消支援地域協議会による関係機関の連携(第17～20条)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法<平成25年法律第65号>)の概要

<p>障害者基本法 第4条</p> <p>基本原則 差別の禁止</p>	<p>第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止</p> <p>何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</p>	<p>第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止</p> <p>社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。</p>	<p>第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組</p> <p>国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。</p>
---	---	---	--

具体化

I. 差別を解消するための措置



II. 差別を解消するための支援措置

- 紛争解決・相談** ● 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談、紛争解決の制度の活用・充実
- 地域における連携** ● 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携
- 啓発活動** ● 普及・啓発活動の実施
- 情報収集等** ● 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

障害者差別解消法に関する「基本方針」について

- 障害者差別解消法第6条に、「政府は…障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針…を定めなくてはならない」と規定
- 現在、内閣府が事務局を務める「障害者政策委員会」において、この「基本方針」の策定作業を行っているところ

【基本方針に盛り込む事項(法第6条第2項)】

- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- ・ 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- ・ 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- ・ その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

【スケジュール】

- ◆ H26. 9～ 障害者政策委員会において、事業者等からヒアリング
- ◆ H26.10～ 障害者政策委員会において、基本方針について議論

※ スケジュールは、これまでの障害者政策委員会等で示されているものであり、基本方針の閣議決定の遅れに伴う変更の可能性がある。

【直近の障害者政策委員会の開催状況】

第14回 H26.9.22 / 第15回 H26.9.29 / 第16回 H26.10.20 / 第17回 H26.10.27 / 第18回 H26.11.10

→ これらヒアリングと議論を踏まえ、基本方針(案)を策定、パブリックコメント(11.26～12.25)を実施

→ 結果を障害者政策委員会に報告

- ◆ H27.1.20以降 基本方針の閣議決定(予定)
- ◆ H27夏頃 基本方針を踏まえ、国等(国公立大学を含む)は「対応要領」、主務大臣は「対応指針」を策定・公表

→ H28.4.1 障害者差別解消法の施行

16

○第3次障害者基本計画(平成25年9月27日閣議決定)

障害者基本計画

障害者基本法に基づき政府が策定する障害者施策に関する基本計画

経緯等

【これまでの計画】

障害者対策に関する長期計画(昭和57年度～平成4年度)
 障害者対策に関する新長期計画(平成5年度～平成14年度)
 ※ 平成5年の障害者基本法成立(心身障害者対策基本法の全面改正)により、同法に基づく基本計画として位置付け
 障害者基本計画(平成15年度～平成24年度)

【今回の検討経緯】

平成24年5月以降、障害者基本法改正(平成23年)で新設された障害者政策委員会において調査審議
 障害者政策委員会における検討を踏まえ、政府において計画案を作成(計画原案に対しても委員会の意見を聴取)
 また、8月23日から9月5日までパブリックコメントを実施

概要(特徴)

① 障害者施策の基本原則等の見直し

障害者基本法改正(平成23年)を踏まえ施策の基本原則を見直し(①地域社会における共生等、②差別の禁止、③国際的協調)
 また、施策の横断的視点として、障害者の自己決定の尊重を明記

② 計画期間の見直し

制度や経済社会情勢の変化が激しいことを踏まえ、従来10年だった計画期間を5年(平成25年度～平成29年度)に見直し

③ 施策分野の新設

障害者基本法改正、障害者差別解消法の制定(平成25年)等を踏まえ、以下の3つの分野を新設

7. 安全・安心
 防災、東日本大震災からの復興、防犯、消費者保護 等
8. 差別の解消及び権利擁護の推進
 障害を理由とする差別の解消の推進、障害者虐待の防止 等
9. 行政サービス等における配慮
 選挙等及び司法手続等における配慮 等

④ 既存分野の施策の見直し

基本法改正や新規立法等を踏まえた既存施策の充実・見直し

- ・ 障害児・者のニーズに応じた福祉サービスの充実(Ⅲ.1.(2)(3))
- ・ 精神障害者の地域移行の推進(Ⅲ.2.(2))
- ・ 新たな就学先決定の仕組みの構築(Ⅲ.3.(1))
- ・ 障害者雇用の促進及び就労支援の充実(Ⅲ.4.(1)(2))
- ・ 優先調達の推進等による福祉的就労の底上げ(Ⅲ.4.(3)(4))
- ・ 障害者権利条約の早期締結に向けた手続の推進(Ⅲ.10.(1)) 等

⑤ 成果目標の設定

計画の実効性を確保するため、合計45の事項について成果目標(※)を設定
 ※ それぞれの分野における具体的施策を総合的に実施することにより、政府として達成を目指す水準

⑥ 計画の推進体制の強化

障害者基本法に基づく障害者政策委員会による実施状況の評価・監視等を明記。障害者施策に関する情報・データの充実を推進

17

第3次障害者基本計画の概要

I 障害者基本計画(第3次)について

位置付け: 障害者基本法に基づき策定される、政府が講ずる障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の最も基本的な計画
 計画期間: 平成25(2013)年度から29(2017)年度までの概ね5年間

II 基本的な考え方

1. 基本理念

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、**全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現**（基本法1条）

2. 基本原則

- ① 地域社会における共生等 (3条)
- ② 差別の禁止 (4条)
- ③ 国際的協調 (5条)

3. 各分野に共通する横断的視点

- ① 障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援
- ② 当事者本位の総合的な支援
- ③ 障害特性等に配慮した支援
- ④ アクセシビリティの向上
- ⑤ 総合的かつ計画的な取組の推進

IV 推進体制

- 1. 連携・協力の確保
- 2. 広報・啓発活動の推進
- 3. 進捗状況の管理及び評価（成果目標）
障害者政策委員会による計画の実施状況の評価・監視
- 4. 法制的整備
- 5. 調査研究及び情報提供

III 分野別施策の基本的方向

- 1. 生活支援
障害児・者のニーズに応じた福祉サービスの充実 等
- 2. 保健・医療
精神障害者の地域移行の推進、難病に関する施策の推進 等
- 3. 教育、文化芸術活動・スポーツ等
新たな就学決定の仕組みの構築、文化芸術活動等の振興 等
- 4. 雇用・就業、経済的自立の支援
障害者雇用の促進及び就労支援の充実、福祉的就労の底上げ 等
- 5. 生活環境
住宅の確保、バリアフリー化の推進、障害者に配慮したまちづくり 等
- 6. 情報アクセシビリティ
放送・通信等のアクセシビリティの向上、意思疎通支援の充実 等
- 7. 安全・安心
防災、東日本大震災からの復興、防犯、消費者保護 等
- 8. 差別の解消及び権利擁護の推進
障害を理由とする差別の解消の推進、障害者虐待の防止 等
- 9. 行政サービス等における配慮
選挙等及び司法手続等における配慮 等
- 10. 国際協力
権利条約の早期締結に向けた取組、国際的な情報発信 等

※ 緑色の項目 (7,8,9) は第3次計画における新規分野

18

分野別施策の基本的方向

1 生活支援

- ・相談支援体制の構築
- ・在宅サービス等の充実
- ・障害児支援の充実
- ・サービスの質の向上等
- ・人材の育成・確保
- ・福祉用具の研究開発及び身体障害者補助犬の育成等
- ・障害福祉サービス等の段階的な検討

2 保健・医療

- ・保健・医療の充実等
- ・精神保健・医療の提供等
- ・研究開発の推進
- ・人材の育成・確保
- ・難病に関する施策の推進
- ・障害の原因となる疾病等の予防・治療

3 教育、文化芸術活動・スポーツ等

- ・インクルーシブ教育システムの構築
- ・教育環境の整備
- ・高等教育における支援の推進
- ・文化芸術活動、スポーツ等の振興

4 雇用・就業、経済的自立の支援

- ・障害者雇用の促進
- ・総合的な就労支援
- ・障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
- ・福祉的就労の底上げ
- ・経済的自立の支援

5 生活環境

- ・住宅の確保
- ・公共交通機関のバリアフリー化の推進等
- ・公共的施設等のバリアフリー化の推進
- ・障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進

6 情報アクセシビリティ

- ・情報通信における情報アクセシビリティの向上
- ・情報提供の充実等
- ・意思疎通支援の充実
- ・行政情報のバリアフリー化

7 安全・安心

- ・防災対策の推進
- ・東日本大震災からの復興
- ・防犯対策の推進
- ・消費者トラブルの防止及び被害からの救済

8 差別の解消及び権利擁護の推進

- ・障害を理由とする差別の解消の推進
- ・権利擁護の推進

9 行政サービス等における配慮

- ・行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等
- ・選挙等における配慮等
- ・司法手続等における配慮等
- ・国家資格に関する配慮等

10 国際協力

- ・国際的な取組への参加
- ・政府開発援助を通じた国際協力の推進等
- ・国際的な情報発信等
- ・障害者等の国際交流の推進



・第3次障害者基本計画(平成25年9月27日閣議決定)
【高等教育における支援の推進】

Ⅲ 分野別施策の基本的方向

3. 教育, 文化芸術活動・スポーツ等

基本的考え方

障害の有無によって分け隔てられることなく, 国民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け, 障害のある児童生徒が, 合理的配慮を含む必要な支援の下, その年齢及び能力に応じ, かつその特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障害のない児童生徒と共に受けることのできる仕組みを構築する。また, 障害者が円滑に文化芸術活動, スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう, 環境の整備等を推進する。

(3) 高等教育における支援の推進

- 大学等が提供する様々な機会において, 障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう, 授業等における情報保障やコミュニケーション上の配慮, 教科書・教材に関する配慮等を促進するとともに, 施設のバリアフリー化を推進する。
- 大学入試センター試験において実施されている障害のある受験者の配慮については, 障害者一人一人のニーズに応じて, より柔軟な対応に努めるとともに, 高等学校及び大学関係者に対し, 配慮の取組について, 一層の周知を図る。
- 障害のある学生の能力・適性, 学習の成果等を適切に評価するため, 大学等の入試や単位認定等の試験における適切な配慮の実施を促進する。
- 入試における配慮の内容, 施設のバリアフリー化の状況, 学生に対する支援内容・支援体制, 障害のある学生の受入れ実績等に関する各大学等の情報公開を促進する。
- 各大学等における相談窓口の統一や支援担当部署の設置など, 支援体制の整備を促進するとともに, 障害のある学生への修学支援に関する先進的な取組を行う大学等を支援し, 大学等間や地域の地方公共団体, 高校及び特別支援学校等とのネットワーク形成を促進する。
- 障害のある学生の支援について理解促進・普及啓発を行うため, その基礎となる調査研究や様々な機会を通じた情報提供, 教職員に対する研修等の充実を図る。

20

3. 大学等における今後の対応



障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）概要

平成24年12月 文部科学省

- 我が国の高等教育段階における障がいのある学生の修学支援の在り方等について検討するため、平成24年6月、高等教育局に本検討会（座長：竹田一則 筑波大学大学院人間総合科学研究科教授）を設置。
- これまで計9回にわたり検討を行い、（1）大学等における合理的配慮の対象範囲、（2）同合理的配慮の考え方、（3）国、大学等及び独立行政法人等の関係機関が取り組むべき①短期的課題、②中・長期的課題などについて、第一次まとめとして取りまとめ。

大学等における合理的配慮の対象範囲

- 「学生」の範囲
大学等に入学を希望する者及び在籍する学生
（科目等履修生・聴講生等、研究生、留学生及び交流校からの交流に基づいて学ぶ学生等も含む）
- 「障がいのある学生」の範囲
障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生
- 学生の活動の範囲
授業、課外授業、学校行事への参加等、教育に関する全ての事項を対象
※教育とは直接に関与しない学生の活動や生活面への配慮は、一般的な合理的配慮として本検討の対象外とした。

合理的配慮の考え方

合理的配慮は、大学等が個々の学生の状態・特性等に応じて提供するものであり、多様かつ個性が高いもの
→大学等において提供すべき合理的配慮の考え方を項目別に整理

主な記載内容

- ①機会確保：障がいを理由に修学を断念することがないよう、修学機会を確保することが重要。また、教育の質を維持することが重要。
- ②情報公開：障がいのある大学進学希望者や学内の障がいのある学生に対し、大学等全体としての受入れ姿勢・方針を示すことが重要。
- ③決定過程：権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生本人の要望に基づいた調整を行うことが重要。
- ④教育方法等：情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価などにおける配慮の考え方を整理。
- ⑤支援体制：大学等全体として専門性のある支援体制の確保に努めることが重要。
- ⑥施設・設備：安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、バリアフリー化に配慮。など

関係機関が取り組むべき課題

短期的課題

- 各大学等における情報公開及び相談窓口の設置
・各大学等は、受入れ姿勢・方針を明確に示し、広く情報を公開することが必要。
・また、相談窓口の統一や支援担当部署の設置が必要。
- 拠点校及び大学間ネットワークの形成
・国は、優れた取組を実施し、近隣地域の大学の支援体制向上に積極的に寄与する大学等を地域における拠点校として整備することが重要。

中・長期的課題

- 関係機関が取り組むべき中・長期的課題について、以下のとおり整理
- ①大学入試の改善、②高校及び特別支援学校と大学等との接続の円滑化、③通学上の困難の改善、④教材の確保、⑤通信教育の活用、⑥就職支援等、⑦専門人材の養成、⑧調査研究、情報提供、研修等の充実、⑨財政支援

今後の取扱い・課題

- 全ての学生や教職員への理解促進・意識啓発を行うことで、各大学等の受入れ体制の温度差をなくすことが重要であり、現時点における一つの指針として活用されるよう本報告を取りまとめ。
- 今後、各大学等の状況等を踏まえ、大学等における種々の事例・知見を蓄積しつつ、さらに具体的な検討を進めていくことが必要。
- また、本報告で整理した合理的配慮の考え方についても、他の分野における状況や支援技術の進展等に応じ、見直しを図ることが必要。
- その他、合理的配慮決定において合意されない場合の解決手段、通学等の課題については、引き続き検討。

22

本報告（第一次まとめ）本文は、文部科学省ホームページ：http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/12/1329295.htm に掲載。

○「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」について

趣旨

平成20年5月に障害者の権利に関する条約が発効され、これまで、我が国においては、障害者基本法の改正（平成23年8月公布・施行）等の制度整備を行ってきた。一方、各大学等においては、障がいのある学生の在籍者数の急増に伴い、今まで以上に、受入れや修学支援体制の整備が急務となっている。

こうした状況を踏まえ、これまでの取組に加え、今後の高等教育段階における障がいのある学生の修学支援の在り方について検討を行う。

検討事項

- ①高等教育段階における障がいのある学生の修学支援の在り方（短期的取組課題、長期的課題の整理）
- ②その他の必要な事項

スケジュール

- | (日程) | (議事内容) |
|---------------|------------------------------------|
| ○第1回 6月 6日(水) | ・全体説明 |
| ○第2回 6月27日(水) | ・委員からの報告 ・合理的配慮について |
| ○第3回 7月20日(金) | ・今後取り組むべき課題について |
| ○第4回 8月 8日(水) | ・今後取り組むべき課題について |
| ○第5回 8月22日(水) | ・関係者からのヒアリング ・合理的配慮について |
| ○第6回 9月18日(火) | ・合理的配慮について |
| ○第7回10月16日(火) | ・報告書(第1次まとめ)原案の検討 |
| ○第8回11月20日(火) | ・報告書(第1次まとめ)案の検討 |
| ○第9回12月18日(火) | ・報告書(第1次まとめ)の取りまとめ |
| ○ 12月21日(金) | 「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告(第一次まとめ)」公表 |



・障がいのある学生の修学支援に関する検討会 構成員

	石川 准	静岡県立大学国際関係学部 教授
	巖淵 守	DO-IT Japan事務局長
	大島 友子	日本マイクロソフト株式会社技術統括室 マネージャー
	近藤 武夫	東京大学先端科学技術研究センター 講師
	白澤 麻弓	筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター 准教授
	鈴木 慶太	株式会社Kaien 代表取締役
	高橋 知音	信州大学教育学部 教授
◎	竹田 一則	筑波大学大学院人間総合科学研究科 教授
	殿岡 翼	全国障害学生支援センター 代表
	中野 泰志	慶應義塾大学経済学部 教授
	広瀬 洋子	放送大学学園 教授
	福永 博俊	長崎大学工学部電気電子工学科 教授
	松尾 秀樹	佐世保工業高等専門学校 教授
	吉永 崇史	富山大学学生支援センター 特命准教授
	渡辺 崇史	日本福祉大学健康科学部 准教授

※五十音順、◎は座長 ※役職は平成24年12月時点の役職



○合理的配慮の対象範囲

○「学生」の範囲

大学等に入学を希望する者及び在籍する学生
(科目等履修生・聴講生等、研究生、留学生及び交流校からの交流に基づいて学ぶ学生等も含む)

○「障害のある学生」の範囲

障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生

○学生の活動の範囲

授業、課外授業、学校行事への参加等、教育に関する全ての事項を対象
※教育とは直接に関与しない学生の活動や生活面への配慮は、一般的な合理的配慮として本検討の対象外とした。

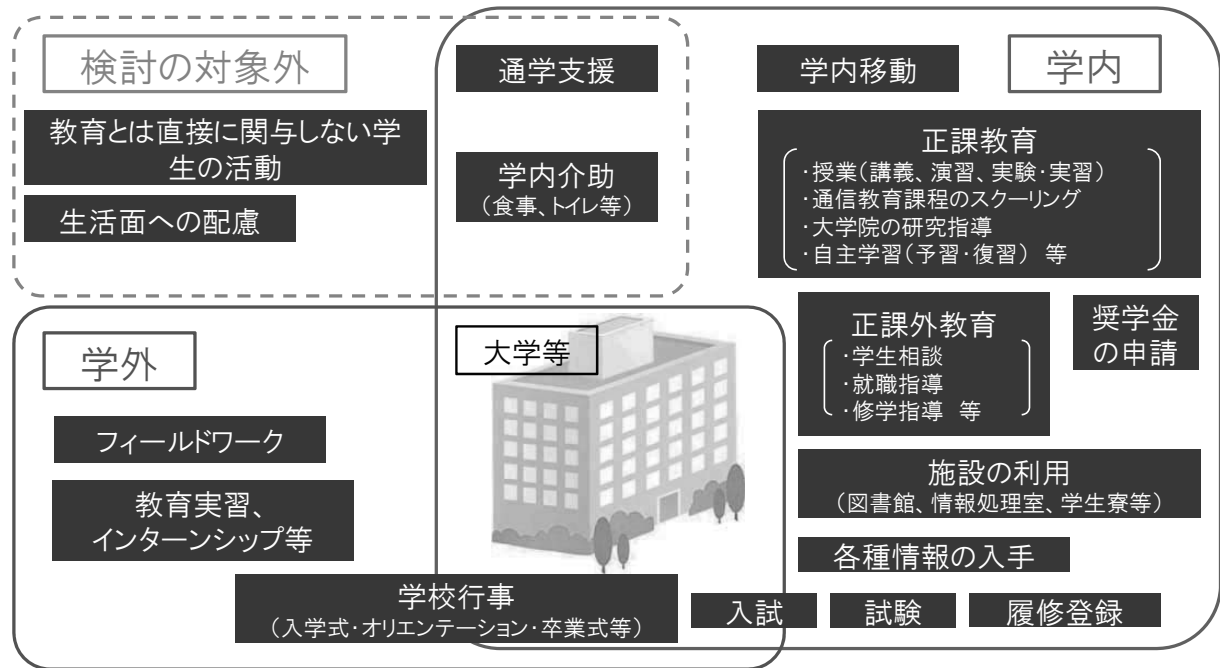
※社会的障壁:障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような、社会における事物(通行、利用しにくい施設、設備など)、制度(利用しにくい制度など)、慣行(障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など)、観念(障害のある方への偏見など)その他一切のもの。



「障害」は「個人の問題」のみではなく、「社会(環境)側の問題」という捉え方



○合理的配慮の対象範囲(イメージ)



○合理的配慮の考え方①

合理的配慮＝変更・調整を行うこと

○検討会報告(第一次まとめ)における定義

- ・障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、
- ・障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に 個別に必要とされるもの かつ
- ・大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの

個々の学生の教育的ニーズに応じて提供

大学等にとって過度な負担ではないか
＝合理的か

【参考】障害者の権利に関する条約の定義
第2条 定義(抜粋)

「合理的配慮」とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

合理的配慮は多様かつ個別性が高く、「何が合理的配慮か」を網羅して示すことは難しい ⇒ 大学等において提供すべき合理的配慮の考え方を整理

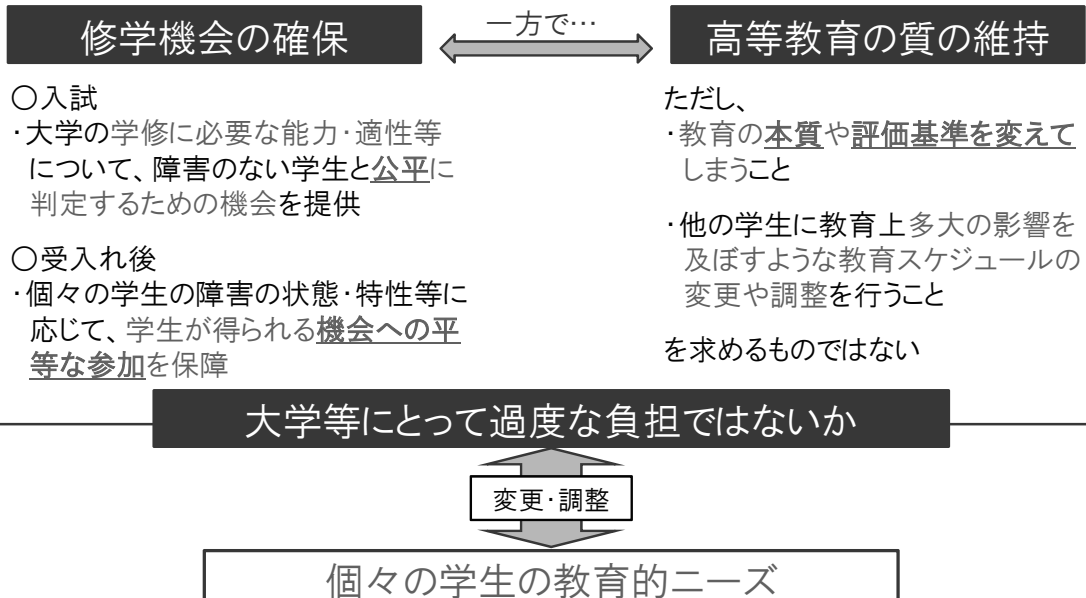
○合理的配慮の考え方②

項目別 主な記載内容

- ① **機会の確保**: 障害を理由に修学を断念することがないよう、修学機会を確保することが重要。また、教育の質を維持することが重要。
- ② **情報公開**: 障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生に対し、大学等全体としての受入れ姿勢・方針を示すことが重要。
- ③ **決定過程**: 権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生本人の要望に基づいた調整を行うことが重要。
- ④ **教育方法等**: 情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価などにおける配慮の考え方を整理。
- ⑤ **支援体制**: 大学等全体として専門性のある支援体制の確保に努めることが重要。
- ⑥ **施設・設備**: 安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、バリアフリー化に配慮。 など

○合理的配慮の考え方③

基本的な考え方



○合理的配慮の考え方④

受入れ姿勢・方針の明示(≒情報公開)

進学希望者・学生
⇒情報不足

- ・どのような支援が受けられるか
- ・過去に同じような学生が在籍していたか



各大学等がホームページ等で情報提供
・可能な限り具体的に
(支援内容・体制、受入れ実績等)
・アクセシブルに

学生本人からの支援の申出

合意形成・決定過程

- ・学生本人の教育的ニーズと意思を可能な限り尊重し、個別の検討・判断
- ・意思表示プロセスを支援(本人が必ずしも単独で意思疎通できるとは限らない)
⇒専門家の同席、情報を整理して提示
- ・過度な干渉やハラスメントの防止
- ・根拠資料の提出を求める(他の学生との公平性)
(障害者手帳、診断書、心理検査の結果、専門家の所見、大学入学前の支援状況の資料等)

体制整備

- 合理的配慮の決定のための体制整備
- 支援体制の整備
- 異議申し立て窓口、対応プロセスの整備



文部科学省

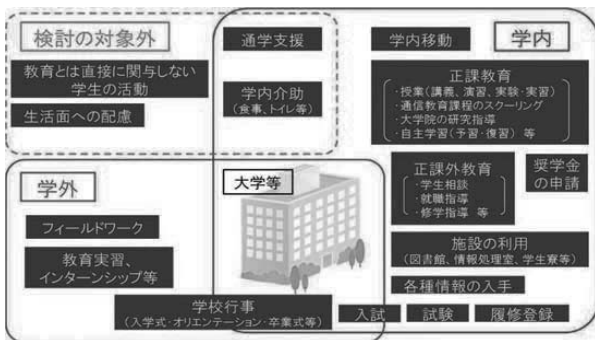
MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

30

・体制整備について

体制整備

- 合理的配慮の決定のための体制整備
- 支援体制の整備
- 異議申し立て窓口、対応プロセスの整備



検討会での主な議論

- ・「様々な機会」での合理的配慮について、学生と調整し、支援を実行していくためには、様々な学内関係者(教員、職員、支援担当者等)との調整が必要。
- ・特に、授業を担当する個々の教員の理解が重要。
- ・合理的配慮の決定に当たっては、学生の申出が必ずしも本質的なニーズとは限らず、専門的な見地からのアセスメントが重要。
- ・支援に当たっては、必要に応じ、学外(自治体、NPO、他大学、特別支援学校等)との連携も重要。

学長のリーダーシップにより、大学等全体として専門性のある支援体制の整備が重要

相談窓口の統一、障害学生支援を専門的に行う担当部署の設置、適切な人的配置



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

31

○短期的課題と中・長期的課題

短期的課題

- 各大学等における情報公開及び相談窓口の設置
 - ・各大学等は、受入れ姿勢・方針を明確に示し、広く情報を公開することが必要。
 - ・また、相談窓口の統一や支援担当部署の設置が必要。
- 拠点校及び大学間ネットワークの形成
 - ・国は、優れた取組を実施し、近隣地域の大学の支援体制向上に積極的に寄与する大学等を地域における拠点校として整備することが重要。

中・長期的課題

関係機関が取り組むべき中・長期的課題について、以下のとおり整理

- | | |
|------------|-------------------------|
| ①大学入試の改善 | ②高校及び特別支援学校と大学等との接続の円滑化 |
| ③通学上の困難の改善 | ④教材の確保 |
| ⑤通信教育の活用 | ⑥就職支援等 |
| ⑦専門的人材の養成 | ⑧調査研究、情報提供、研修等の充実 |
| ⑨財政支援 | |



○今後の取扱い・課題

今後の取扱い・課題

検討会報告(第一次まとめ)「おわりに」より

本検討会では、
 ・障害のある学生が障害を理由に修学を断念することがないよう、修学機会を確保することが重要である。
 ・また、高等教育であることに鑑み、高い教養と専門的能力を培えるよう、教育の質を維持することが重要である。
 ・他方、現状においては、大学等に障害のある学生の在籍者数が増加している中、各大学等の受入れ体制には温度差があり、今後、全ての大学等において合理的配慮の提供が求められることから、各大学等が現実に対応可能な内容かどうかを考慮しつつ、大学等における合理的配慮についての整理が必要である。
 という認識のもと、議論を重ねてきた。

- 全ての学生や教職員への理解促進・意識啓発を行うことで、各大学等の受入れ体制の温度差をなくすことが重要であり、現時点における一つの指針として活用されるよう本報告を取りまとめ。
- 今後、各大学等の状況等を踏まえ、大学等における種々の事例・知見を蓄積しつつ、さらに具体的な検討を進めていくことが必要。
- また、本報告で整理した合理的配慮の考え方についても、他の分野における状況や支援技術の進展等に応じ、見直しを図ることが必要。
- その他、合理的配慮決定において合意されない場合の解決手段、通学等の課題については、引き続き検討。



まとめ

- 障害者差別解消法により、「合理的配慮」の提供が規定
⇒今後、全ての大学等に合理的配慮の提供が求められる。
- 合理的配慮とは、個々の学生のニーズに応じた変更・調整
⇒あらかじめ準備している支援メニューを障害種別等で当てはめるのではなく、支援を求める学生と一緒に検討。
- 学生との調整や支援を実施するための全学的な体制整備
⇒相談窓口の統一、専門的な担当部署の設置。
- 高等教育の質を維持しつつ、学ぶ機会を確保
⇒大学等のみでの取組ではなく、大学間や地域との連携が重要。



(参考) 障害のある学生への支援に関する主な通知

- 平成17年4月1日付け
初等中等教育局長、高等教育局長、スポーツ青少年局長通知(17文科初第211号)
「発達障害のある児童生徒等への支援について」
- 平成24年4月27日付け 事務連絡
「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う介護職員等の実施する喀痰吸引等の取扱いについて」
- 平成24年12月25日付け 高等教育局長通知(24文科高783号)
「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告(第一次まとめ)について(通知)」
- 平成25年7月4日付け 高等教育局長通知(25文科高282号)
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の公布について(通知)」
- 平成26年3月31日付け 特別支援教育課長、学生・留学生課長通知(25初特支第33号)
「登録特定行為事業者となっている学校における医師の指示書の取扱いについて(通知)」
- 平成26年3月31日付け 事務連絡
「障害者の雇用を支える連携体制の構築・強化」の改正について

【報告】

「我が国の障害者施策の動向と大学等における今後の対応」

辻 直人氏（文部科学省高等教育局学生・留学生課 課長補佐）

学生・留学生課においては、障害学生支援に関する業務のウエイトが大きくなってきており、特に日々学生に接している大学の皆様からのご意見や知見を参考にしながら、この課題に取り組んでいきたいと考えている。

今回は、1. 障害のある学生の現状について 2. 障害者施策の動向 3. 大学等における今後の対応 の流れで話を進めたい。

**1. 障害のある学生の現状について**

日本学生支援機構（以下、JASSO）の全国調査に基づき、現状について話を進めたい。平成25年度のデータによると、障害のある学生の在籍者数は13,449人（スライド3参照）。平成20年頃から比べても倍以上に増えている。ただし、この調査における障害学生は身体障害者手帳を有している学生、または健康診断等において障害があることが明らかになった学生としているため、診断を受けていないグレーゾーンの学生は数値に現れておらず、今後の対応が課題となるだろう。在籍者数の障害種別内訳を見ると、知的障害、精神障害、精神疾患等が含まれる「その他（2,930人）」とともに、「発達障害（2,393人）」の伸びが大きいことが特徴的であり、この辺りが今後大学においても対応を求められることと思う（スライド4参照）。学生数での障害学生在籍率は0.4%（スライド5参照）、大学等の約7割の学校には障害学生が在籍している状況である（スライド6参照）。

主な授業支援の状況はスライド7にまとめた通りである。発達障害についての授業支援以外の支援として、「学習指導」「保護者との連携」「専門家による心理療法としてのカウンセリング」などが半数以上の大学で実施されている。ただし、「出身校との連携」「発達障害支援センター」「特別支援学校との連携」はあまり行われていないのが現状である（スライド8参照）。

障害学生支援関連予算では、大学での基盤整備の充実として、国立大学法人運営交付金（一般運営費交付金）の中で、「障害者向け情報発信促進等経費」の名目で計上している。具体的には、障害のある学生への支援を専門的に担当する部署を設置し、専属の教職員を配置している大学に対して教員経費を計上する形となっている。私立大学については、私立大学等経常費補助金（一般補助）の中で、障害学生支援に積極的に取り組んでいる大学に対して増額支援措置を、具体的には障害学生1人あたりの単価を倍増して強化している。ネットワーク機能の強化・充実については、JASSOの事業等を引き続き実施して行く（スライド9参照）。

2. 障害者施策の動向

1) 障害者の権利に関する条約

国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」(スライド 11 参照)に、日本では平成 19 年 9 月に署名、翌年 5 月に発効したが、国内法の整備を進めるために批准には至っていなかった。その後国内準備を進め、平成 26 年 1 月 20 日に批准書を寄託し、同年 2 月 19 日より効力が発生した。この条約の中には「締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する」と書かれている。合理的配慮については「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は公使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」という考え方が取られている。

2) 障害者差別解消法

こうした条約の批准に向けた法整備として、障害者基本法の改正(スライド 12 参照)が行われ、本法第 4 条「差別の禁止」が規定された。さらに、これを具体化するために「障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律(障害者差別解消法)」(スライド 13 参照)の制定・公布が進められ、平成 28 年 4 月に施行されることとなった。この中の第 7 条「行政機関等における障害を理由とする差別の禁止」という条項の中で、第 2 項において「行政機関等は、その事務又は業務を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実現に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない」とされている。これは、障害を個人の問題として捉えるのではなく、社会側にあるという「社会モデル」の考え方がとられている。

また、第 8 条の中では事業者における障害を理由とする差別の禁止についても書かれている。この「行政機関」には国の機関のみならず、国公立大学・高等専門学校も含まれており、合理的配慮の提供は法的義務とされている。私立大学等の学校法人は「事業者」の中に位置づけられており、合理的配慮の提供は努力義務とされている。しかし、学校については公共性が高いため、努力義務であっても合理的配慮を提供するように考えていかなければならないのではないかと、個人的には考えている。

障害者差別解消法における「差別を解消するための措置」の中身が定められており、政府は「基本方針」を、国立大学法人等の行政機関の長は「国等職員対応要領」をそれぞれ策定して公表しなければならないとされている(スライド 14 参照)。公立大学等は「地方公共団体等職員対応要領」の策定が求められているが、これは地方分権の趣旨から努力義務とされている。事業者に対しては、主務大臣が「対応指針」(ガイドライン)を策定するとともに、助言・指導および勧告ができることとなっている。なお、政府が策定する基本方針は今後閣議決定される予定である(事務局注:平成 27 年 2 月 24 日に閣議決定された)。

この後、平成 28 年 4 月の差別解消法施行に向けて対応要領等の対応を進めなければならないが、まずは国立大学協会の教育研究委員会で意見交換を進め、ひな形を検討・各大学に提供することが確認されている。

次に第 3 次障害者基本計画について（スライド 17～20 参照）。ここでのポイントは、Ⅲ. 分野別施策の基本的方向、「3. 教育、文化芸術活動・スポーツ等」の中に、「高等教育における支援の推進」として 6 項目が初めて盛り込まれたことである。

3. 大学等における今後の対応

障害のある学生が増えていることや障害者権利条約の動きを踏まえ、文部科学省では「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」を立ち上げ、検討を進めた（スライド 22～24 参照）。平成 24 年 12 月には第一次まとめを作成し、報告している。このまとめの中では、合理的配慮の対象範囲を、授業・課外授業・学校行事への参加等、教育に関する全ての事項を「学生の活動範囲」として整理した。教育とは直接関与しない学生の活動や生活面での配慮は、一般的な合理的配慮として本検討の対象外としたが、配慮が不要ということではない点に留意頂きたい。ここでは、障害は個人の問題のみでなく社会・環境側の問題という「社会モデル」で捉えて整理している。また、ここでの合理的配慮の定義は「障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、個々の学生の教育ニーズに応じて合理的配慮を提供すること」としている。「大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」とされているが、大学において提供すべき合理的配慮の内容を 6 つに整理した（スライド 28 参照）。ただし、ここに示したもの以外についても、学生個々の障害の状態、教育的ニーズなどに応じて配慮されることが望まれる。合理的配慮の提供にあたり、「修学機会の確保」と「高等教育の質の維持」が重要となるが、教育の本質や評価基準を変えてしまうことを求めるものではなく、他の学生に教育上多大の影響を及ぼすような教育スケジュールの変更や調整を行うことを求めるものではない点は注意が必要である（スライド 29 参照）。上記のことから、大学にとって過度な負担でないかということを考え、個々の学生の教育的ニーズに基づき変更調整を行うことが、合理的配慮だと言える。

この合理的配慮を行うにあたり、大学としてすべきことについて（スライド 30 参照）。まずは大学として受け入れ姿勢・方針をホームページ等で具体的かつアクセシブルに明示する等の情報公開が求められる。その上で、権利の主体である学生本人から支援の申し出があった場合には、可能な限り合意形成・共通理解を図り、合理的配慮の内容を決定していくことが重要となる。意思表示プロセスを支援するために、専門家の見地からのアセスメントや情報を整理して提示することも求められる。決定プロセスの中で重要なのが体制整備である（スライド 31 参照）。合理的配慮の決定のための体制整備、専門的教職員の配置した学内の支援体制の整備に加え、異議申し立て窓口や対応プロセスの整備も考えなければならない。学内では、関係者間の調整が必要であり、特に授業担当教員の理解を欠く

ことは出来ない。支援にあたっては、必要に応じて学外・自治体・NPO・他大学・特別支援学校等との連携も重要となる。これらの体制整備には、学長のリーダーシップのもと大学等全体として専門性のある支援体制の整備が求められ、1部署のみで担うのではなく全学的な対応としていくために、相談窓口の統一、担当部署の設置、人員配置を行うこととなる。検討会のまとめの中でも、短期的課題として情報公開と相談窓口の設置が重要になることが挙げられている（スライド 32 参照）。中・長期的課題については、現行制度の見直しを含めて順次検討を進めていきたいと思っている。

今後の取扱い・課題として、まずは全ての学生や教職員への理解促進・意識啓発を行うことが重要であり、この報告を一つの指針として活用いただきたい（スライド 33 参照）。また、各大学における事例を検討しつつ、さらに具体的な検討を進めていかなければならないと考えている。支援技術の進展に応じて見直しを図ることも必要であると認識している。

今後はより大学間や地域との連携が重要になるので、PEPNet-Japan の取り組み等の発展を期待したい。

【講演資料】

障害者差別解消法推進に関する基本方針について

2015年2月21日
PEPNet-Japan 愛知教育大学

静岡県立大学教授
内閣府障害者政策委員会委員長
石川 准

障害者差別解消法

- 多くの人々が、それぞれの立場でできることを、その人だからその力を発揮して実現
- 障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す法律

- H25年6月26日公布
- H28年4月1日施行

概要

○ 障害を理由とする差別を解消するための措置

- ① 国の行政機関や地方公共団体、民間事業者による障害を理由とする差別を禁止すること。
- ② 差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す基本方針を作成すること。
- ③ 行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的内容等を示す対応要領・対応指針を作成すること。

○ 障害を理由とする差別を解消するための支援措置
相談及び紛争の防止等のための体制の整備、啓発活動等

障害を理由とする差別とは？

1. 不当な差別的取扱い
障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為
2. 合理的配慮の不提供
必要かつ合理的な配慮の不提供
障害のある人本人から配慮が求められた場合に、その人にとって社会的障壁を除去するために必要であり、かつ過度な負担でないのに配慮を拒んだとき
* 本人自らが意思を表明することが困難な場合には、その家族などが本人を補佐して意思の表明をすることもできる。

障害者の定義

- 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者
- &
- 社会的障壁により生活に制限を受けているもの

◆ つまり・・・ disability(障害)とは、
impairment(機能的な障害)
× 社会的障壁(社会で生活する上での困難)

「行政機関等」の定義

- 国の行政機関
- 独立行政法人等
- 地方公共団体
- 地方独立行政法人

7

「事業者」の定義

- 商業その他の事業を行う者（地方公共団体の経営する企業及び公営企業型地方独立行政法人を含む。）
- 目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わない。
- 例えば、個人事業者や対価を得ない無報酬の事業を行う者、非営利事業を行う社会福祉法人や特定非営利活動法人も対象となる。

8

不当な差別的取扱いの禁止

- 行政機関等と事業者に通
- 「障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない」

障害者差別解消法 第三章 第七条第一項および第八条第一項

9

合理的配慮の提供

- 障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、
- その実施に伴う負担が過重でないときは、
- 性別、年齢及び障害の状態に応じて、
- 社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

障害者差別解消法 第三章 第七条第一項より

10

(表) 行政機関と事業者のちがひ

	行政機関等	事業者
不当な差別	不当な差別的取扱いをしてはならない	
合理的配慮	社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない(義務)	社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない(努力義務)
対応要領と対応指針	<ul style="list-style-type: none"> ・国の行政機関の長と独立行政法人等: 対応要領を定める ・地方公共団体等: 対応要領作成は努力義務 	<ul style="list-style-type: none"> ・各主務大臣: 対応指針を作成 ・事業者: 対応指針を参考に、主体的な取組が期待される

11

合理的配慮はいろいろある

1. だれでもすぐにできる配慮
筆談、メニューの読み上げ、棚から商品を取る
2. 多様性を理解し、柔軟な考え方をすることでできる配慮
調子の悪いときに休める場所を確保する
3. 技術やスキルを身につけることでできる配慮
手話でのコミュニケーション
4. 道具や設備の利用や変更でできる配慮
支援機器の活用

12

配慮の平等

- 個人モデルでは、配慮の要らない人と配慮の要る人
- 社会モデルでは、配慮されている人と配慮されていない人
- スピーカーとマイクだって配慮
- スライドや配布資料だって配慮
- 冷暖房だって配慮

13

環境の整備と合理的配慮

- 合理的配慮は現場でできる配慮
- 環境整備がないと合理的配慮でできることには限界がある
- 行政と事業者による環境整備の努力はとても重要
- 環境整備政策を推進する必要

14

合理的配慮から環境整備へ

- 合理的配慮要求に基づいてたとえばスロープを設置し、それを常設すればその後は環境整備となる
- 二人目からは反射的利益として環境整備による社会的障壁の除去から利益を得られる
- 合理的配慮として実施した人力による配慮も、その後ルール化して待遇マニュアルに書いて業務として徹底すれば、その後は環境整備

15

民間事業者による取組

- 主務大臣から、事業者に対して報告徴収、助言・指導、勧告を行うことができる
- 努力義務は民間の自主的取り組みへの期待
- 対応指針があってもなくても、事業者団体が自主的に指針を作成して広めていくことが望ましい

16

公立民営の場合

- 指定管理など民間に委託する場合、契約条件で合理的配慮提供が徹底できるよう工夫が必要

17

雇用における差別

- 雇用については、障害者雇用促進法に定めるところによる
- 改正障害者雇用促進法に基づく差別禁止・合理的配慮の提供の指針の在り方に関する研究会
- 厚労省障害者雇用対策課が事務局
- 職場での差別禁止、合理的配慮の提供についての指針検討

18

基本方針と対応要領・対応指針

基本方針とは障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策の基本的な方向等を定めるもの。

また、対応要領・対応指針は、行政機関等ごと、分野ごとに定められるもので、不当な差別的取扱いになるような行為の具体例や合理的配慮として考えられる好事例等を示す。

19

合理的配慮は建設的対話を誘発するか

- 法の社会的効果は規定とともに運用に依存する
- その法に私たち一人一人がどのように向き合うか次第
- 行政や事業者は個々の障害者の不便や苦勞を知る。
- それを政策、事業、ビジネスに活かしていく。
- 障害者も一緒に良い方法を考えることで多くを学ぶ。
- 市民的公共圏への期待
- 多様性を包摂する地域社会を作っていくことが重要

20

障害者の権利条約批准

- 2013年12月4日
国会が障害者の権利条約批准を承認
- 2014年1月20日
国連事務総長に批准書を寄託
- 30日で発効

21

新しい人権条約

- 女子差別撤廃条約は1981年
- 子供の権利条約は1991年
- 障害者差別撤廃条約は過去に何度か提案された。
- イタリアが1987年、スウェーデンが1989年に提案したが賛同を得られなかった。
- しかし、メキシコが2001年に提案し、それが承認され、翌年から草案策定作業

22

条約策定への当事者参加

- 条約策定作業に多くの当事者が参加した。
- 各国政府と市民社会の共同作業
- 待たされた代わりに能動的に関わることができた。
- 新しい人権概念を盛り込むことができた。
- 障害当事者は国際人権法を学び、人権法の専門家は障害について学んだ。
- 国連の諸機関も多くを学んだ。

23

国内制度改革優先の決断

- 日本は条約策定に積極的に関与した
- しかし早期批准という方針を変更して国内の制度改革を先に行うことを決断
- 政府、国会、団体、いわゆる有識者がきまじめかつ誠実に制度改革を進めてきた。
- 障害者基本法改正、総合支援法、障害者差別解消法
- 虐待防止法、優先調達推進法
- 公職選挙法の改正

24

国内モニタリング

- 条約33条2項
- 条約の実施を促進し、保護し、監視する仕組みの設置が求められている。
- パリ原則を考慮した運営において中立、公平、独立した仕組み
- 内閣府障害者政策委員会が国内監視を担う
- 障害者政策委員会はパリ原則を考慮に入れた機関でなければならない
- なお促進と保護については別の仕組みを強化する必要

25

連帯の義務

- 自分から必要な配慮を求める
 - 自分にできることであれば応じる
 - ← 応じようとする内発的意思を持つ
 - ← 合理的配慮の社会倫理的基盤

- 配慮を必要としているらしい人を見かけたら自分から声をかける
 - 必要としていたのなら申し出を受け入れる
 - ← 声をかけようとする内発的意思を持つ

26

EmpowermentとAbleism

- 社会モデルは
 - ・ 私は、わからない、できない。
 - ・ わかろうとは思わないし、できるようにしたいとは思わない
 - ・ そのような私に社会は配慮すべきだと述べているわけではない。

- できなかったのにできるようになったという喜びは、エイブリズムとは関係がない
 - 初めて自転車に乗れたとき、初めて泳げたとき、
 - 数学の問題やパズルが解けたとき

【報告】

「障害者差別解消法推進に関する基本方針について」

石川 准氏（静岡県立大学国際関係学部教授／障害者政策委員会委員長）

障害者差別解消法が一昨年6月に制定された。施行までの準備期間で3年もかかるのか、と思っていたが、実際に準備作業、法律を社会にインストールして実行するための作業には時間を要するものなのだ改めて思っている。内閣府が閣議決定する基本方針案（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」。以下、基本方針）作成に関わってきた中で、さまざまな関係団体、事業者団体からヒアリングを行い、議論・対話を積み重ねて原案の作成を進めてきた。障害者差別解消法を実りあるものにしていくための基本方針としては、良いものができたと思っている。閣議決定は今月中に行われるものと期待している。（事務局注：平成27年2月24日に閣議決定）

本日は基本方針について全体の枠組みを確認し、細部について補足的なコメントをしたいと考えている。

1. 障害者差別解消法の概要

障害者差別解消法（以下、差別解消法）は国連の障害者権利条約（以下、権利条約）を批准するための国内制度改革の一貫で、最後の大きな宿題として取り組まれ、無事に成立した。他国の差別解消法と比べて法的効力が強いものではないが、あるのと無いのとでは大きく違っているため、多くの障害者団体もこの法律の制定を歓迎している。



この法律は、国および地方公共団体、事業者に対して、障害を持つ人々への差別を禁止することを目的とする法律であり、差別解消を支援するための相談等の仕組みについて規定している。ここでの差別とは、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」となっている。障害の定義は、障害者手帳保持者に限られておらず、身体障害、知的障害、発達障害を含む精神障害、その他難病など心身の機能障害のある人々なども含まれており、**impairment** に加え社会的障壁によって困難に直面している人も含む「社会モデル」の考え方となっている。

「行政機関等」および「事業者」の定義について（スライド6、7参照）。行政機関等は、国の行政機関、独立行政法人、地方公共団体、地方独立行政法人を全て含んでいる。事業者は個人・法人、営利・非営利を問わない。

不当な差別的取扱いの禁止については、「正当な理由がないにもかかわらず」という条件が付く。また、合理的配慮の義務が免責されるのは、提供する側にとって過重な負担にな

る場合に限られる。合理的配慮とは障壁を除去するために必要な調整や変更であり、それが過重な負担と言えない場合に配慮の提供を拒むことは障害者に対する差別に当たる、という考え方を示している（スライド8、9参照）。

合理的配慮については、さまざまなものがあり得るために、基本方針の中でも事例は示していない。対応指針においてはもう少し具体的な事例を示さないとイメージができないのではないかと考えている。中でも教育における合理的配慮については、継続的で質の高い合理的配慮の提供・環境整備が必要である。

2. 合理的配慮から環境整備へ

例えばマイクやスピーカーは多くの人にとってないと困るものなので、環境整備としてあらかじめ準備されている。一部の人が必要としているものは、求めがない限りは提供しない場合もあるのが普通だが、例えば手話通訳の配置や点字の資料、電子データの提供を求められた場合に対応できる方法論として、差別解消法の中では合理的配慮の提供義務や努力義務を規定していると言える。主催者側があらかじめ想定される多様性の範囲をできるだけ広げ、手話通訳を配置したり、電子データの提供等を行っている場合には、それも環境整備になると思っている。こうした環境整備が充実してくれば、社会的障壁に直面する人や直面の仕方が変わってくるため、合理的配慮要求の質が変わることや要求そのものが減ることがあるかもしれない。あるいは環境整備があることで、提供できるようになる合理的配慮もあるかもしれない。環境整備と合理的配慮はこのような関係になっているかと思う。合理的配慮要求を出発点として、一度提供したものは環境整備へと集積し、提供メニューの中に組み込まれていけば、それは環境整備になっていくだろうと思う。1回ずつの求めに対して提供する合理的配慮もあるが、一度提供した合理的配慮を環境整備として集積するやりの方が望ましいと考えている。

「個別の配慮」という点で事例を1つ紹介すると、視覚障害者が本を購入し、電子データ提供の要求をした場合に、本人にのみメール添付で電子データを送ることは合理的配慮となるが、環境整備として集積されることはない。2人目・3人目と同じように要求があり、データを提供すれば合理的配慮となるが、環境整備として蓄積されるタイプのものではない。出版社によっては、本の奥付にテキストデータとの引き換えを実施することを明記している場合があり、これは環境整備と言える。

また、差別解消法では民間事業者の合理的配慮の提供に対しては努力義務としているが、先ほど辻氏より少なくとも学校に関しては私立であっても公共性・公益性が非常に高いため、国公立の学校と同様に合理的配慮の提供に前向きに取り組むよう、指針等で方向付けをしていきたいという話があり、大変心強く思っている。あるいは民間の自主的な取り組みとして指針を待つまでもなく、「このような合理的配慮を提供していくのだ」というものを作り上げていくというアプローチも非常に重要ではないかと思う。

一方で公立民営の場合にはどうなのか、という点を補足したい。公立公営であったもの

が指定管理などで民間に運営委託するケースが非常に増えている。この場合、運営を委託されている事業者は民間の事業者のため、合理的配慮については努力義務の対象になっているにすぎないと思う。しかし、公共性の高い事業を民間に委託したその行政機関は合理的配慮の義務づけの対象になっており、その義務・責任を運営委託先の事業者に継承してもらう工夫が必要だと思う。契約条件や入札条件等、さまざまな方法論が可能なので工夫していただきたいということが基本方針の中には入っている。

次に雇用における差別の禁止、合理的配慮の提供について話したい。雇用促進法で進めて行くこととなり、差別解消法と同じく来年の4月から施行することになっている。大学等の法人に勤務する障害を持った教職員への合理的配慮について、雇用促進法の側面から進めて行くことが求められている。

3. 基本方針と対応要領・対応指針

法律を施行するまでにまず基本方針を内閣が作成し、それに基づき対応要領と対応指針を行政機関等が作成することになっている。その中で、公立大学の受け止め方は、国立大学に比べると温度差があるのではないかと感じる。文部科学省には、公大協（一般社団法人公立大学協会）へも働きかけをお願いしたいと思っている。

基本方針の中にも「建設的対話」という言葉が何度か出てくる。これは合理的配慮を求める障害当事者と、その提供を求められた行政機関あるいは事業者との間の建設的な対話のこと。何が障壁となっているかをきちんと伝え、どういうことなら可能か、どういうことは難しいのかということとを双方が丁寧に説明し、その中から良い方法を発見するプロセスが、建設的対話として重要であると位置づけている。障害当事者にはセルフアドボカシーが必要となり、提供側には差別解消法や権利条約の考え方をきちんと理解して頂くための研修・啓発が重要になると思う。両者の対話を通してそれぞれが理解を深めていく共同作業によって、一緒に合理的配慮の方法、進め方について合意形成していくことが望ましいと考えている。それでも合意が得られない場合もあるはずで、その場合に問題を解決するための調整・調停の仕組み、あるいは異議申し立ての仕組みをどこに位置づけ、どのようにビルトインするのも重要になってくると思う。

差別解消法では既存の窓口の強化や、地域に協議会を立ち上げて相談にあたっている各機関のネットワークを作るということは示されているが、それ以上踏み込んだ解決の仕組みについては想定していないと思う。

また、学校は合理的配慮を提供する場だけではなく、同時に教育の場でもあるので、セルフアドボカシーを促すことも必要であろうし、単に法律の範囲内で済ませて良いのかということについては議論が必要である。よって、当事者からの異議申し立てに対して真摯に対応する仕組みを学内に持つことも必要になると思う。

法の社会的効果については、その法に一人ひとりがどのように向き合うかによるところが大きい。学校というのは特にそういったことを経験して学ぶ場であるため、こうした機

会に建設的対話を通して合理的配慮を進め、さらに障害の理解を進めて行くことが、さまざまな面でメリットがあるのではと思っている。

権利条約では国内モニタリングを義務付けており、障害者政策委員会が国内モニタリング機関となる。

また、障害者基本計画の中に「高等教育における障害学生支援」について詳しく入っていることも画期的だったと思う。検討会（文部科学省障がいのある学生の修学支援に関する検討会）の第一次まとめのエッセンスを基本計画に入れることが出来たのは非常に大きいと思う。

合理的配慮は本人からの意思の表明を出発点として建設的対話が始まるとしており、これはすなわち行政と事業者には応答責任があるとしている。だが、はっきりと意思表示ができない障害者については呼びかける責任もある。応答責任、呼びかけ責任の両方が社会で暮らす誰しもにあるということになる。

また、社会モデルというのは、社会的障壁に注目してそれを除去することで、人が前に進むための後押しになる、エンパワメントになることなのだ、と理解して頂きたい。

権利条約を批准したことで、憲法に次ぐ最上位の国内法と位置づけられることになった。その下に障害者基本法があり、その第4条の規定を具体化し、前へ進めていくための個別法として差別解消法がある、という階層構造になる。したがって差別解消法の基本方針を示す際には、権利条約との適合性に留意した形でなければならない。権利条約に一番詳しい定義があり、これに準拠し、適合的なものとして障害者基本法の定義があり、それに基づいて差別解消法があるということが、基本方針を読むと理解頂けると思う。

合理的配慮は、本来の業務に付随するサービスとされている。本来の業務と違うことを求められた場合、それは合理的配慮の対象外だと基本方針では述べているが、どこまでが本来的なものなのかということを対応指針や対応要領で具体的に示さなければ、イメージしている事が違ってしまう可能性はある。

差別解消法の条文に「意思の表明を出発点として合理的配慮のプロセスが始まる」とあるが、これは何を意図したものなのか。障害には可視的な障害もあるが、不可視な障害もあるため、申し出がないと合理的配慮の必要があることに気がつかないことは多々あるだろうが、申し出がないことで不提供となることは行政・事業者にとって理不尽だ、という考えが意思の表明の部分に含まれている。しかし可視的な障害があり社会的障壁の前で途方に暮れていることが明らかな場合で、合理的配慮要求を持っていることが自明な場合は呼びかけなくて良いのか、ということで、基本方針の中では建設的対話への呼びかけをして欲しいという書き方で、権利条約との適合性を図る努力をしている。

相談および紛争の防止、解決の体制整備は非常に重要だが、法律が規定している範囲だけでは難しいと思っている。全国の自治体で条例が策定されており、この中で法律を補完して欲しい。教育においては、法律が求めている範囲を超えて、何が大事なのかをこの分野で合意し、前に進めて行って欲しい。

啓発活動も非常に重要であり、単に対応要領によって服務規律として規定するだけでなく、納得感を得て対応して頂くことが大事だと思う。地域との連携については暗中模索のところがある。

このように、基本方針の段階ではまだ詰め切れていないところも多々あり、対応要領・対応指針の中で具体化しなければならない。分野ごとの特性に応じた対応指針作りが必要となるため、どこかが雛形を作成しても相当カスタマイズをしなければ役に立たないと思われる。

<質疑応答>

参加者／基本方針について。合理的配慮の不提供の場合の正当な理由の判断の視点の部分で「行政機関と公共団体は、正当な理由があると判断した場合は、障害者に理由を説明し、理解を求めることが望ましい」と書かれている。これは、事業者が過重な負担があるために提供しない、と判断した場合に、理解が得られなくても仕方がない、と受け取られてしまうのではないかと。こうした問題が生じた時には相談及び紛争の防止の体制が大事になってくると思うが、新たな機関は設置しないということで窓口は事業者側になってしまい、障害のある人たちの意見と事業者側の意見がアンバランスになってしまう可能性があるのではないかと。

石川氏／同様の指摘は政策委員会でも多く出された。事業者から過重な負担だと説明されたときに、障害当事者がその主張を覆すことは困難だと思う。一方、事業者側も、障害当事者からこういう障壁に直面していると言われた時に、何かしらの方法を示すことも困難だろう。

例えば、学会開催にあたり当事者は手話通訳と要約筆記の両方を希望しているが、主催者側が両方の費用負担は厳しいので要約筆記のみを提案した場合に「それでは駄目」と言われたら、それを否定することはできないし論拠がない。お互いのこのような関係をまず考えた上で、どうしたらいいのか。これを調整する仕組みも既存のものはないので、建設的対話という言い方になってはいるが、遅かれ早かれきちんとした調整の仕組みを作っていかざるを得ないと思っている。

大学での例を考えると、障害学生からの合理的配慮要求があり、大学としてできることを説明するが、「それでは卒業論文は書けない、大学院に行けない」ということを言われた場合に、それを調整する仕組みが必要になる。アメリカのADA法であれば、障害学生支援オフィスと障害学生との間で調整ができない場合にはADAコーディネーターが学内で調整することとなっているが、日本でもそうした調整の仕組みを実装していくことが必要になってくると思う。

参加者／差別的取扱いについて。いわゆる不当な差別的取扱いと正当化事由のせめぎ合いが大学の中でも出てくると思うが、それをどういう所で調整するのか。これまでは閉鎖的

な環境で問題解決を図るために、一方が「説得する」という方法になっていると思う。もう少しオープンにディスカッションする仕組みがあると、不当な差別的取扱いについて地域からもアドバイスを受けられるチャンスになるのではないだろうか。建設的な社会づくりの一環として、こうしたコミュニティをどう作るかの構想を大学が持って動く必要があるのではないかと思うが、その辺りはどのような議論がなされたのか。

石川氏／1つのコミュニティの中での横の連携は非常に重要だと思う。学生も地域社会の中で暮らしており、就職後・卒業後のこともある。例えば通学における支援を考えた場合、大学が合理的配慮として提供すべきなのか、それとも厚生労働省が管轄している福祉系の総合支援法に基づく枠組みで取り組むべきなのか、横の連携を図って調整していくことが必要になる。大学だけで全部抱える必要はないのだが、知識がないために悩んでしまうのは良くない。地域の中、または社会的に用意されているさまざまなオプションをうまく組み合わせるためにも、外の世界と連携することは非常に大事だと思う。

もう1つは大学間のネットワークが求められよう。障害学生支援のネットワークの中で、この程度の対応は求められるのではないか、この規模で体力のある大学であれば、この程度はできるのでは、といった情報を全国的に共有したり、こういった方法でうまくいった・失敗したという情報を、個人情報保護に配慮しながら情報共有していくことが重要になると思う。PEPNet-Japan の活動もそうだが、全国高等教育学生支援協議会のような、障害学生支援の協議会的なものを強化していくことが大事だと思っている。

【第2部】東海地区障害学生支援担当者情報交換会

「合理的配慮を進めるために一聴覚障害学生支援を中心に」

【概要報告】

第2部では、合理的配慮を進めるため、「組織的な支援体制」「教員への理解啓発」「支援内容決定のプロセス」の3つのテーマで4人の方にご報告いただき、より具体的な支援体制に関する情報交換を行うため、グループ別ディスカッションを行った。

事例報告では、同志社大学の矢田直人氏から、支援の歴史から現在まで、障害学生支援制度、学内体制と運用体制、2013年2月に制定されたガイドライン（本指針）について、報告いただいた。

東洋大学の柴田可奈恵氏からは、支援の変遷と理解啓発ということで、バリアフリー推進室や障がい学生支援委員会が設置されるまでと、設置後にどのような変化が起こり、教員との連携をどうしていったかを報告していただいた。

関西学院大学の松岡克尚氏、徳田真二氏からは、支援内容の決定プロセスに障害学生が関わる仕組みづくりと課題、大学の支援体制についての報告があった。

これらの事例報告は、様々な状況にある参加した教職員の方々にとって、これから体制作りを始める大学、より支援の充実を図りたい大学など、法律の施行に合わせ障害学生に対する支援を進める際、とても役立つものになったと考える。あわせて、報告後のグループディスカッションによって事例を深めることができ、より参加者の大学状況に合った情報として、事例報告を持ち帰ることができ、活かせるものになったのではないかと感じている。

報告者：瀬戸今日子（名古屋大学学生相談総合センター 障害学生支援室）

「テーマ別ディスカッション」

テーマ1 「組織的な障がい学生支援体制の構築について」

「組織的な障がい学生支援体制の構築について」というタイトルで、同志社大学学生支援センター京田辺校地学生支援課課長である矢田直人氏のファシリテーションの下、障害学生支援体制の拡充を先駆的に進めている大学（例、同志社大学）に対して、体制整備を進めたい大学教職員より活発な質疑が寄せられた。矢田氏からは、体制整備を進めるコツ、例えば、障がい学生支援室の位置づけやスタッフはどうすべきか、執行部や周辺の組織にどのように掛け合えばよいのかなどの具体例が教示された。また、各大学における障害学生支援の現状と今後の展望に関する議論がなされ、それもまた今後の障害学生の修学支援体制を考える上で極めて有用なものであった。

報告者：佐藤剛介（名古屋大学学生相談総合センター 障害学生支援室）

テーマ2 「教員への理解啓発について」

「教員への理解啓発」というテーマで、東洋大学学生生活課課長補佐・バリアフリー推進室コーディネーターの柴田可奈恵氏をファシリテーターに、理解啓発を進めていくための方法や支援学生の組織化、障害学生への働きかけなど、東洋大学の事例や各大学の事例など様々な意見・情報交換がなされた。その中で、理解啓発の対象は、教員だけではなく事務職員や学生など多様であり、それぞれの立場でどのように障害学生を支援していくかを考えていくことが大切であるという話し合いがなされた。

障害学生支援を充実していく上でこのような他大学との情報・意見交換ができる分科会はとても有意義であった。

報告者：山田進（中部学院大学学生課）

テーマ3 「支援内容決定プロセスについて」

関西学院大学の具体的事例と参加者が抱えている課題や疑問について、ディスカッションを行った。主な話題は「障害のある生徒の大学への受け入れ・高校からの送り出し時の支援について」であり、大学・高校の双方が課題と感じていながらも、十分な情報交換ができていない話題であった。大学側はオープンキャンパスで支援制度の説明会開催や入学後オリエンテーションにて障害学生支援室の説明を実施している。しかし、障害学生の具体的情報を把握することができないため、高校教員から在学時の支援状況等についての情報提供があると非常にありがたいとの意見があった。

大学での円滑な支援の実施には、大学と障害学生間のみならず、大学と高校の関係の構築も求められていることが判明した。

報告者：中内駿（名城大学学務センター）

【講演資料】

■事例報告1「組織的な障がい学生支援体制の構築について」

講師：矢田直人氏（同志社大学京田辺校地学生支援課 課長）

日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク(PEPNet-JAPAN)
平成26年度地域ネットワーク形成支援事業
東海地区障害学生支援担当教職員研修会

組織的な障がい学生支援体制の構築について

同志社大学 学生支援センター
京田辺校地学生支援課
矢田 直人

I. 同志社大学の紹介

II. 同志社大学の障がい学生支援制度

III. 学内連携と運用体制

IV. 障がい学生支援に関する指針(ガイドライン)

V. 学内教職員への啓発活動

VI. 今後に向けて

2

I. 同志社大学の紹介

3

I. 同志社大学の紹介

■同志社大学について

教学組織	14学部16研究科
学生数	29,220名 <small>大学院生含む</small>
教員数	専任教員 785名 嘱託講師 1,494名
2つの校地	京田辺校地 約9,000人 今出川校地 約20,000人

2014年5月現在

●同志社は1875年(明治8年)11月29日、新島襄により生徒8名、教員2名の英学校として京都の地に創立された。以来、キリスト教主義を徳育の基本とし、「教育あり、知識あり、品行ある」「一國の良心」ともいふべき人々の養成をめざして今日まで歩んでいる。

4

II. 同志社大学の障がい学生支援制度

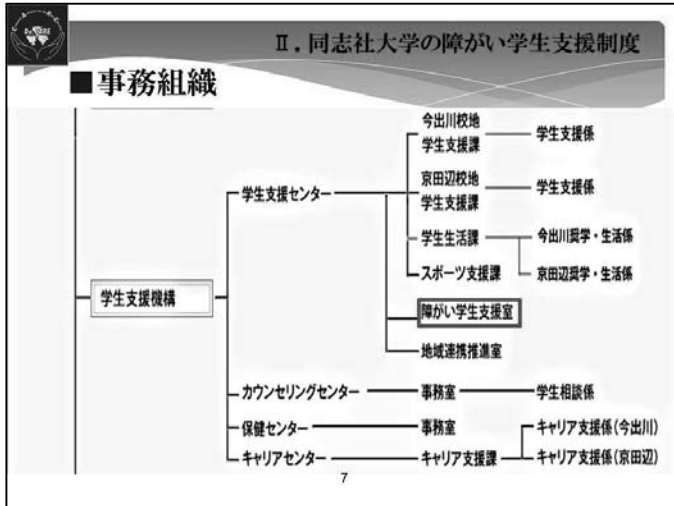
5

II. 同志社大学の障がい学生支援制度

■沿革

- 2000年 5月 「障がい学生支援制度」発足(予算は教務課)
- 2002年 予算を京田辺学生課へ移す
常勤の手話通訳担当者設置
- 2004年 4月 両校地に常勤のコーディネーター配置
10月 PEPNet-Japanへの連携協力開始
- 2006年 10月 日本学生支援機構(JASSO)拠点校へ
- 2008年 4月 窓口を「障がい学生支援室」と呼称
- 2009年 4月 学生支援機構の設置
11月 「障がい学生支援室」を京田辺校地学生支援課で一元化
- 2013年 2月 障がい学生支援に関する指針(ガイドライン)制定
- 2014年 4月 コーディネーター4名 補佐5名体制へ

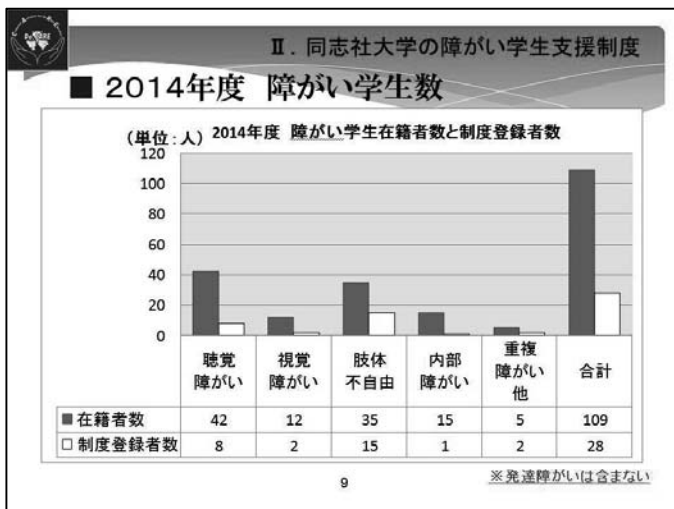
6



Ⅱ. 同志社大学の障がい学生支援制度

■ 障がい学生支援制度の方針と目的

- 1) 支援制度の基本方針
他の学生と等しい条件の下で学生生活を送れるように情報保障を中心に支援
- 2) 支援制度の目的
“自律的成長”の場となり
再び学内外のコミュニティに還元すること



Ⅱ. 同志社大学の障がい学生支援制度

■ 2014年度 スタッフ登録者数

(単位:人) 活動してきたスタッフOBやOG、地域の手話通訳者

	スタッフ	学生	一般	合計
登録者数		297	41	338
活動者数		169	10	179

Ⅱ. 同志社大学の障がい学生支援制度

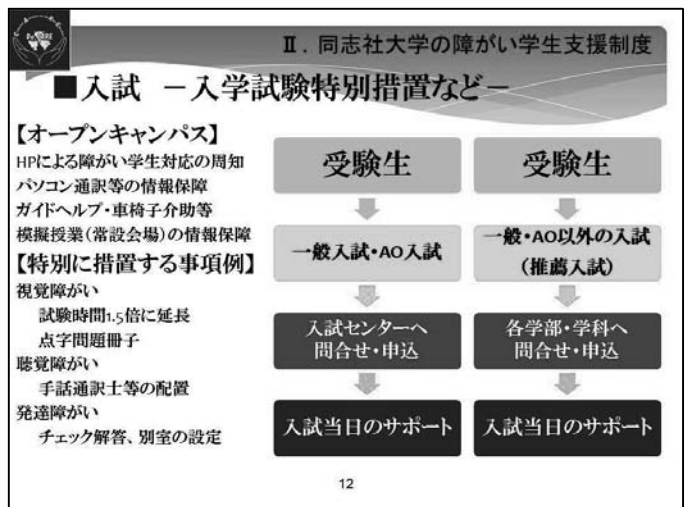
2014年度春学期 障がい学生支援サポートスタッフ派遣状況

京田辺校地

サポート内容	週当たりコマ数(コマ)	サポートスタッフ数(4月22日現在延べ人数)
パソコン通訳(遠隔含む)	21	47
パソコン通訳+ノートテイク	2	5
ノートテイク	4	6
代筆	0	0
車いす・トイレ・食事介助	10	10
合計	37	68

今出川校地

サポート内容	週当たりコマ数(コマ)	サポートスタッフ数(4月22日現在延べ人数)
パソコン通訳	41	82
パソコン通訳+ノートテイク	2	4
ノートテイク	2	4
代筆(講義内補助含む)	38	38
車いす・トイレ・食事・ストレッチ介助	114(内ヘルパー対応34)	114(内ヘルパー対応34)
合計	197	242



Ⅲ. 学内連携と運用体制

13

Ⅲ. 学内連携と意思決定機関

■ 学内連携による支援

(学生支援センター所長・副機構長)

14

Ⅲ. 学内連携と運用体制

■ 運用体制

15

Ⅲ. 学内連携と運用体制

■ 学生主任連絡会議

同志社大学学生主任連絡会議内規 (2008年1月24日制定)

2008年1月24日 制定

改正: 2009年3月5日, 2011年2月17日, 2012年3月15日

(目的)

第1条 本学の学生支援に係る事項について、学部の意思の発及び全学的レベルでの調整機能の強化並びに全学的決定事項の学部への発及び迅速機敏の強化を図るため、同志社大学学生主任連絡会議(以下「学生主任連絡会議」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 学生主任連絡会議は、前条の目的を遂行するために次の事項を審議する。

- (1) 学生支援に係る学部、研究科等との調整に関する事項
- (2) 全学的オリエンテーション活動に関する事項
- (3) カウンセリングセンターに関する事項
- (4) ノーモーションの推進に関する事項
- (5) 学生のスポーツ活動支援、文化活動支援等及び生涯学習に関する事項
- (6) 学生の各種奨学金に関する事項
- (7) その他学生支援に関して必要な事項

(構成)

第3条 学生主任連絡会議は、次の者をもって構成する。

- (1) 学生支援機構長
- (2) 学生支援機構副機構長及び学生支援機構事務部長
- (3) 学生支援センター所長
- (4) 各学部学生主任1名、国際教育インスティテュート学生主任1名及び日本語・日本文化教育センター学生主任1名

2 議長は、必要があると認めるときは、第1項の規定に依らず、構成員以外の者を、議定を要せず、正規の構成員として臨時に会議に参加させることができる。但し、この構成員は、第4条第2項に定める構成員には算入しない。

(運営)

第4条 学生主任連絡会議は、学生支援機構長が召集し、その議長となる。

2 学生主任連絡会議は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 前条第4号の構成員については、代理出席を認めるものとする。

16

※拡大画像あり

Ⅳ. 障害がある学生支援に関する指針(ガイドライン)

17

Ⅳ. 障害がある学生支援に関する指針

2013年2月28日制定

本指針(ガイドライン)は、同志社大学における障がいのあるすべての学生に関わる学生支援について定めるものとする。

1. 基本原則
 - 1) 同志社大学は、本学に在籍する障がいのある学生が健全な学生と等しい条件のもとで、学生生活が営めるよう授業・修業・情報・健康を中心に学生支援を行うものとする。
 - 2) 学長は、本指針(ガイドライン)に定める目的を達成し、効果的な支援を遂行するために必要の規模の整備、学務調整を講ずるよう努めるものとする。
 - 3) 学生支援は、本学におけるこれまでの学務調整の取り組みをもとに行うものとする。なお、支援内容の判断が困難な場合には、障害者基本法に定める「合理的配慮」並びに文部科学省の「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」報告(第一次まとめ)が定める基準、取扱いを参考とする。但し「合理的配慮」等については、別掲【参考】資料参照。
 - 4) 障がいのある学生に対する学生支援は、原則として本人(及び保護者)からの支援要請に基づき行うものとする。
 - 5) 成績評価については、「ダブル・スタンダード」は設けない。その他、具体的な学生支援内容は、原則として受験時、入学時、学年末時の面談の場、大学(学部、障がい学生支援室等)と本人(及び保護者)が、十分な合意形成・共通理解を促したうえで決定し、大学から提供されるものとする。ただし、支援内容の決定時期については、本人の障がいの程度、合意形成・共通理解が得られた時期等を勘案し、柔軟に対応するものとする。
2. 学生支援内容について
 - 1) 前掲の基本原則のもとに、障がいのある学生の一人ひとりの学生支援の要望に基づき、大学の関係部署が緊密に連携、協力して個別対応を行う。
 - 2) 個別対応の具体的な事例は、別途、定める。
 - 3) この指針(ガイドライン)に関する事務は、学生支援センター障がい学生支援室が行う。
 - 4) この指針(ガイドライン)の改訂は、学生主任連絡会議にて決定する。

付 則

この指針(ガイドライン)は、2013年4月1日から施行する。

18

※拡大画像あり

IV. 障がい学生支援に関する指針

- 規程整備、組織改編の必要性
- 2012年12月
「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告(第一次まとめ)」
- (第一次まとめ)を参考に、本学の「建学の精神」、国の動向にそった形でのガイドラインを検討(シンプルな内容を基本に)
- 外部アドバイザーからの助言
- 「障がい学生支援に関する指針(ガイドライン)案策定
- 学内諸会議へ

19

IV. 障がい学生支援に関する指針

執行部による懇話会

【メンバー】
● 学長
● 副学長(学生支援機構長含む)
● 任命部長
● 管理部門部長(職員)

部員会

【メンバー】
● 学長
● 副学長
● 各学部長、研究科長
● 任命部長
● 事務局長

学生主任連絡会議

【メンバー】
● 学生支援機構長(副学長)
● 学生支援機構事務部長
● 学生支援センター所長
● 各学部学生主任名(計4名)
● 国際教育インスティテュート学生主任
● 日本語日本文化教育センター学生主任

学生支援機構幹事会議

【メンバー】
● 学生支援機構長(副学長)
● 保健センター所長
● カウンセリングセンター所長
● キャリアセンター所長

学生支援センター課長会

【メンバー】
● 学生支援センター所長
● 学生支援機構事務部長
● 今出川校地学生支援課長
● 京田辺校地学生支援課長
● 学生生活課長
● スポーツ支援課長

20

V. 学内教職員への啓発活動

21

V. 学内教職員への啓発支援

■ 障がい学生支援制度-教職員のためのガイド-

全教職員への配布
(アルバイト職員含)

22

V. 学内教職員への啓発支援

■ 科目担当者への「配慮依頼文」

障がい学生支援室
↓ 依頼
学部長(学部事務室)
↓ 依頼
科目担当者

① 科目名
② 受講生
③ 障がいの状態
④ お願い
⑤ 連絡先

【授業時の配慮依頼文の凡例(学期初めに送付)】

2014年4月 日

《課業担当者》 様 同志社大学〇〇学部長
△△△△△

障がい学生に対する授業配慮について(お願い)

標記の件、先ほど担当の予習科目は、身体に障がいのある学生が登録をしております。つきましては、授業開始や試験開始にあたりまして、ご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本学では直接本人からも各科目担当の先生方へ事情をお伝えするよう指導をしております。申し出がありました際には、適宜ご配慮を賜りましたら幸いです。

(1) 科目名
「クラス〇 科目名」(春学期) 曜 曜: 校地:

(2) 受講生
学生ID: 12345678 〇〇学部〇〇学科 今出川 太郎
(本文記入例)

(3) 障がいの状態
- 聴覚機能障害、視覚機能障害があり、特許な聴覚機器を使用しています。
- 聴覚機能が低下している為、大きな声が必要です。
- 振り返ることができません。

(4) お願い
授業には学生サポートスタッフを派遣いたします。教室間移動のサポート、机のセッティング、かばんからの荷物出し入れ等のサポートをいたします。代筆のサポートをする場合もあります。

学期初めの授業で、授業方法や授業等について必要な配慮があれば申し出るように本人に希望をお尋ねください。首の筋力の低下により振り返ることができませんので、必ず正面からお話いただきますようお願いいたします。また、授業教室では、扉の開閉、

23

V. 学内教職員への啓発支援

■ 「あまねく」(年報の発行)

教員(学生主任)及び事務室への配布

24

V. 学内教職員への啓発支援

■ 教職員研修会の開催

**2014年度 障がい学生支援室 教職員研修会のご案内
教員(学生主任)及び事務室へ案内・周知**

今年度の障がい学生支援室の教職員研修会を下記のとおり開催いたします。ご多用の折とは存じますが、本学における障がい学生支援に関わる重要な研修会となりますので、ご参加いただければ幸いです。

今回の研修会は、米国における障がい学生支援の実情について事例紹介をしていただきながら、日本国内における障害者差別解消法施行後の支援のあり方について考える研修会にできればと考えています。

どなたでも参加できますので、ぜひご参加をいただきますようお願いいたします。

記

1. 日 時：2014年12月4日(木) 11:00~12:30
※当日の学生主任連絡会議終了後に開催いたします。
2. 場 所：同志社大学 今出川校地 寧静館5階会議室
京田辺校地 交隣館2階多目的ルーム
※両校地をテレビ会議で接続し実施。講師は今出川校地の会議室にて講演
3. 講 師：筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター 白澤 麻弓 准教授
演題「米国の事例から考える障害者差別解消法」


25

V. 学内教職員への啓発支援

■ 障がい学生支援 学期末懇談会

【目的】
障がい学生支援制度の利用学生と支援スタッフを中心に、支援活動における個々のケースについての意見交換を通じて制度の充実を図ると同時に、障がい学生と支援スタッフ等の交流を深める

【対象】
利用学生、支援スタッフ、教職員




26

V. 学内教職員への啓発支援

■ 学内行事への協力

- 入学式、卒業式、クリスマス礼拝



- 学部・学科説明会における支援制度説明

27

VI. 今後に向けて

28



<http://challenged.doshisha.ac.jp/>



■ 学生主任連絡会議

Ⅲ. 学内連携と運用体制

○同志社大学学生主任連絡会議内規 (2008年1月24日制定)

同志社大学学生主任連絡会議内規

2008年1月24日
制定

改正 2009年3月5日 2011年2月17日
2012年3月15日

(目的)

第1条 本学の学生支援に係る事項について、学部の意思の発信及び全学的レベルでの調整機能の強化並びに全学的決定事項の学部への発信及び浸透機能の強化を図るため、同志社大学学生主任連絡会議(以下「学生主任連絡会議」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 学生主任連絡会議は、前条の目的を遂行するために次の事項を審議する。

- (1) 学生支援に係る学部、研究科等との調整に関する事項
- (2) 全学のオリエンテーション活動に関する事項
- (3) カウンセリングセンターに関する事項
- (4) ノーマライゼーションの推進に関する事項
- (5) 学生のスポーツ活動支援、文化活動支援等及び正課外教育に関する事項
- (6) 学生の各種奨学金に関する事項
- (7) その他学生支援に関して必要な事項

(構成)

第3条 学生主任連絡会議は、次の者をもって構成する。

- (1) 学生支援機構長
- (2) 学生支援機構副機構長及び学生支援機構事務部長
- (3) 学生支援センター所長
- (4) 各学部学生主任1名、国際教育インスティテュート学生主任1名及び日本語・日本文化教育センター学生主任1名

2 議長は、必要があると認めるときは、第1項の規定に係わらず、構成員以外の者を、議案を限って、正規の構成員として臨時に会議に参加させることができる。但し、この構成員は、第4条第2項に定める構成員には算入しない。

(運営)

第4条 学生主任連絡会議は、学生支援機構長が招集し、その議長となる。

2 学生主任連絡会議は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 前条第4号の構成員については、代理出席を認めるものとする。

16



Ⅳ. 障がい学生支援に関する指針

2013年2月28日制定

本指針(ガイドライン)は、同志社大学における障がいのあるすべての学生に関わる修学支援について定めるものとする。

1. 基本原則

- 1) 同志社大学は、本学に在籍する障がいのある学生が健常の学生と等しい条件のもとで、学生生活を送れるよう授業保障、情報保障を中心に修学支援を行うものとする。
- 2) 学長は、本指針(ガイドライン)に定める目的を達成し、効果的な支援を遂行するため必要な規程の整備、予算措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3) 修学支援は、本学におけるこれまでの先進的な取組みをもとに行うものとする。
なお、支援内容の判断が困難な場合には、障害者基本法に定める「合理的配慮」並びに文部科学省の「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」報告(第一次まとめ)が定める基準、取扱いを参考とする。
※「合理的配慮」等については、別紙、【参考】資料参照。
- 4) 障がいのある学生に対する修学支援は、原則として本人(及び保護者)からの支援要請に基づき行うものとする。
- 5) 成績評価については、「ダブル・スタンダード」は設けない。その他、具体的な修学支援内容は、原則として受験時、入学時、学年変更時の面談の際、大学(学部、障がい学生支援室等)と本人(及び保護者)が、十分な合意形成・共通理解を図ったうえで決定し、大学から提供するものとする。
ただし、支援内容の決定時期については、本人の障がいの程度、合意形成・共通理解が得られた時期等を勘案し、柔軟に対応するものとする。

2. 修学支援内容について

- 1) 前掲の基本原則のもとに、障がいのある学生の一人ひとりの修学支援の要望に基づき、大学の関係部署が緊密に連携、協力して個別対応を行う。
- 2) 個別対応の具体的事例は、別途、定める。
3. この指針(ガイドライン)に関する事務は、学生支援センター障がい学生支援室が行う。
4. この指針(ガイドライン)の改廃は、学生主任連絡会議にて決定する。

付 則

この指針(ガイドライン)は、2013年4月1日から施行する。

18

■事例報告 2「教員への理解啓発」

講師：柴田可奈恵氏

(東洋大学学生生活課 課長補佐／バリアフリー推進室 コーディネーター)

教員への理解啓発 —教職員の協力体制づくり—

東洋大学バリアフリー推進室 柴田 可奈恵

PEPNet Japan
2015.2.21

はじめに

- ・東洋大学の概要
- ・支援の変遷と理解啓発
- ・東洋大学障がい学生支援委員会
- ・バリアフリー推進室
- ・バリアフリー推進室設置後の変化
- ・教員との連携で感じたこと

東洋大学の概要 1

1887年 哲学者井上円了が「哲学館」を創立
現在は11学部44学科を擁する総合大学
「諸学の基礎は哲学にあり」

- ・学生数(大学・大学院) 29,229人
(法科大学院を含む・2014年5月現在)

東洋大学の概要 2

4キャンパス11学部

白山キャンパス 文・経済・経営・法・社会・国際地域
朝霞キャンパス ライフデザイン
川越キャンパス 理工・総合情報
板倉キャンパス 生命科・食環境

支援の変遷と理解啓発 1

平成7年7月 障害学生に対する全学的・取扱いについて、学生生活委員会にて検討開始
平成9年10月 「東洋大学障害学生に関する小委員会」発足
平成10年4月 「東洋大学の身体に障害を持つ学生に対する通訳等経費の援助取扱要領」施行

平成19年4月～ 学生部で障がい学生支援業務を兼任

平成20年4月 「東洋大学障害学生に関する小委員会」改訂
「東洋大学の身体に障害のある学生に対する通訳等経費補助金の援助取扱要領」改訂

支援の変遷と理解啓発 2

平成21年4月 教務部に異動

平成21年8月 担当学部において通訳者等経費の援助取扱内規を施行

《全学支援体制の確立》
平成25年4月 「東洋大学障がい学生支援委員会規程」全部改正
「東洋大学障がい学生支援室運営要領」施行
「東洋大学障がい学生支援室支援スタッフ取扱内規」全部改正
障がい学生支援室(通称バリアフリー推進室)設置

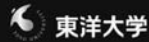
平成25年4月 学生部バリアフリー推進室に異動

東洋大学障がい学生支援委員会

「障がい学生支援委員会」
体制整備・環境整備・学生生活支援・就職支援等について審議

《定例会議》
年3回(6・10・3月)

《構成員》17名
委員長(学生部長)、教務部長、各学部代表教員、
学長推薦教職員(バリアフリー推進室スーパーバイザー)、
学生相談専門員(学生相談室スーパーバイザー教員)



バリアフリー推進室

支援体制
(常駐) 職員 3名(平成25年度は1名)、派遣 1名
(その他) スーパーバイザー 1名 ※専任教職員
学生相談員 1名 ※水曜日のみ

開室時間 (平日) 9:30-13:00 14:00-18:30
(土) 9:30-12:45

場 所 白山キャンパス 6号館 1階
※同じフロアに教務、学生相談室、医務室、就職・キャリアの
窓口があり、教職員が連携が取りやすい場所



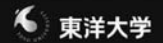
バリアフリー推進室設置後の変化 1

1. 教員との連携強化
 - ・障がい学生と本学関係者(授業担当教員、教務課員、コーディネーター等)による打合せを随時実施
 - ・福祉や特別支援教育を専門としている教員(専任・非常勤)が専門的アドバイス、障がい学生との面談実施
 - ・理解のある教員が積極的に協力



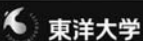
バリアフリー推進室設置後の変化 2

2. 理解啓発の機会の増加
 - ・障がい学生支援DVD上映
 - ・「障がい学生支援教職員の手引き」を専任教員全員に配布
 - ・学部主催のFD研修会で支援方法の説明
 - ・授業でバリアフリー推進室の業務説明
 - ・授業時間前後で講習会案内



教員との連携で感じたこと

1. 支援をみんなで分担する。
2. 負担を軽減するための環境づくりを考えていく。
3. 職員間の連携が教員への理解啓発につながる。



ご清聴ありがとうございました。



■事例報告 3-1「支援内容決定プロセスにおける障害学生の関わり」

講師：松岡克尚氏（関西学院大学人間福祉学部）

日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク(PEPNet-Japan)
平成26年度 地域ネットワーク形成支援事業

東海地区障害学生支援担当者教職員研修会

**支援内容決定プロセスにおける
障害学生の関わり**

2015年2月21日
松岡克尚(関西学院大学人間福祉学部)

Nothing about us without us!

障害学生＝「当事者」

・「当事者」とは？
「当事者とは第1次的なニーズの所属する主体である」
(上野, 2011)。
第1次的なニーズ → そこから逃げる事が出来ないニーズ
「非障害者」は、そうしたニーズに insensitive の傾向
⇒ ニーズ測定・ニーズ充足に「当事者」の参加が欠かせない

コントロール権

・大学における「当事者」にとっての権利保障
機会均等権：障害を持たない学生と同等に、包摂的な環境で学ぶ権利

コントロール権：大学生生活そのものを、当事者（障害学生）本人がコントロールする権利
⇒ 「コントロール」の現実的制約はあるにしても、支援過程への関わり＝関与、が前提となってくる。

障害学生支援における当事者の関与

- アセスメント、サービス受給における関与**
 - 第1次的なニーズを最も知るものとして、アセスメント、支援計画策定と計画内容への関与
- 支援制度、新たな支援システム構築への関与**
 - 「当事者」性を踏まえて、学内の障害学生支援制度の内容、運用の改善、またその改良内容、新たなシステム構築への関与
- キャンパスの共生化における関与**
 - 社会の縮図であるキャンパス内において、差異が尊重される包摂的、共生的なコミュニティ創出への関与

現状と問題点

- 障害学生を単なる「サービスの受け手」＝「客体」視
・パターナリティック・恩恵的な支援、「事務処分」
- 学内制度に対して、学生が関与することの「違和感」
・パブリックコメント形式での意見収集に留まりがち
・無関心層、単なる利益受給者意識＝「フリーライダー」
- 「障害学生支援」で完結しがち
・キャンパスコミュニティのデザインが欠如

障害者差別解消法内閣府基本指針

- 平成26(2014)11月26日原案公示
 - 「法の考え方」において、「障害者との建設的対話による相互理解の促進」
 - 「合理的配慮」の箇所、「双方の建設的対話による相互理解を通じて」
- ⇒ 当事者(障害学生)の関与を最大限確保しつつ、双方の「納得」を得る工夫

7

今後の課題(全学的)

アセスメント、サービス変更に伴う関与

- 徹底した対話と合意形成プロセスの重視 ⇒紛争解決制度
- アウトリーチ的、アドボカシー的な関わり
- 決定過程の透明化
- 障害者スタッフの支援

支援制度、新たな支援システム構築への関与

- 例: 事前検討段階における三者参加の審議機関
- 例: 学内機関の成案に対する三者参加の諮問・答申機関
- 審議過程の透明化

キャンパスの共生化における関与

- キャンパスコミュニティのグランドデザイン作り(当事者参加)
- 地域にも開かれた「共生ウィーク」(当事者参加)などの開催

8

米国モンタナ大学の考え方

- 障害学生の責任(北村ほか 2010)
- 自分の障害(機能的制限)を認識し、対象方法を申し出て、関係者と交渉
- 例えば、ノートテイカーを探すこと、ノートテイカーを交代させる時はその交代者を見つけてくること
- 職業リハビリテーション局や就労先との交渉
- 自己決定能力の向上トレーニング
- 「成人であるから、親ではなく自分で権利を主張するのが当然だ」

9

障害学生のエンパワメント

- エンパワメントのジレンマ
本来的には、主体的、能動的な力を「育成」「訓練」する、ということの矛盾
- PEP-Netのプログラムの活用
2014年度は2014年2月に札幌で開催
- ピアによる相互エンパワメントの活用
- 外部機関によるプログラムの活用



10

注意すべき点

- 「当事者」の「関与」・主体性重視⇒支援側の「言い訳」
往々にして、障害学生に責任を負わせがち
- 制度レベル、キャンパスレベルへの関与
任意参加○ 義務× ⇒ 丁寧に意義の説明
- 意思表示への配慮
手話、音声言語も含め、学生に適したコミュニケーションスタイルの追求、アドボカシー的な関わり
- 保護者、家族の意向
それらを尊重しつつも、本人の考えを引き出し、かつそれこそを家族が尊重できるように家族を支援

11

参考文献1

- 上野千鶴子、2011、『ケアの社会学——当事者主権の福祉社会へ』太田出版。
- 堀正嗣、2014、『『当事者学としての障害学』にもとめられるもの』障害学研究、10、53-62。
- 尾上浩二、2014、『政策形成における『当事者参画』の経験と課題』障害学研究、10、11-18。
- 河野正輝、2013、『障害者の自己決定権と給付決定の公正性——イギリスにおける自己管理型支援の法的試み』障害学研究、9、96-129。
- 西村愛、2012、『社会福祉分野における当事者主体概念を検証する』大原社会問題研修所雑誌、645、30-42。

12

参考文献2

- 北村弥生・渡部Taylor美香・河村弘、2010、「米国における障害学生への支援——発達障害を中心にして」国立リハビリテーション研究所紀要、31、31-41.
- 佐川繭子、2014、「障害のある学生の学修支援に関する覚え書き——基本的概念について」國學院大學教育開発推進機構紀要、5、73-80.
- 内閣府、2014、『障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(原案)』.

33

ご清聴ありがとうございました。

34

■事例報告 3-2

「関西学院大学における障がい学生支援内容決定プロセスについて」

講師：徳田真二氏（関西学院大学総合支援センター 課長）

関西学院大学における障がい学生支援内容決定プロセスについて

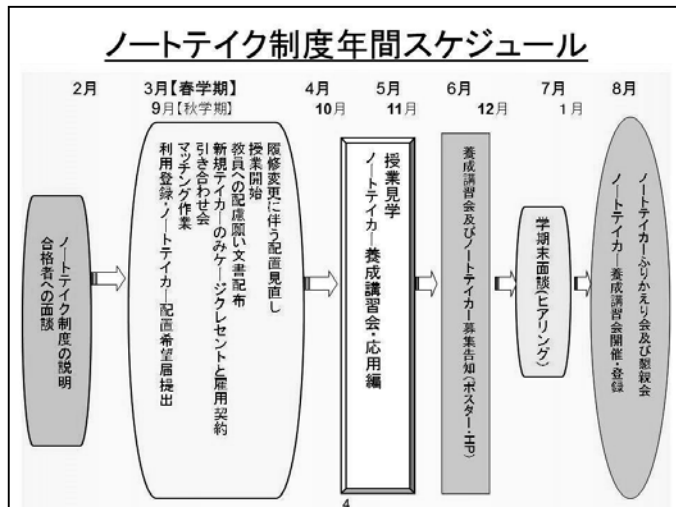
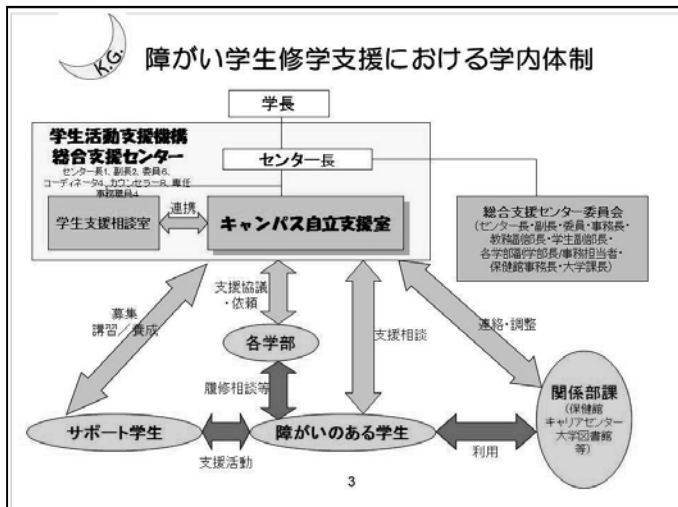
関西学院大学学生活動支援機構総合支援センター
2015年2月21日

Kwansei Gakuin

なぜ、大学で障がい学生を支援をするのか？

- 情報保障**
 - ・入学を許可した以上は教育上の情報を同一に保障するのが大学の義務
- 多様性の受容・教育**
 - ・様々な学生と出会い、共に学び、社会でお互い共生していけるような人材を世の中に輩出することが大学としての使命
- 共生の模索**
 - ・修学上の支援を通じて、お互い共生の方法を探る

2 Kwansei Gakuin



支援内容決定プロセス

1. 個々のニーズ把握

- (1)聴覚障害の程度の把握
医師の診断書（所見）、高校まで受けた情報保障方法
面談者：コーディネータ、学部担当者
- (2)コミュニケーション手段（面談時）
口話、筆談、（手話）
- (3)大学が提供できる支援方法（授業情報保障）
・授業形態……講義、ゼミ・グループ討議、外国語、実習・実験、学外実習
・支援方法……ノートテイク、パソコンノートテイク、映像資料字幕付、手話通訳者派遣）
支援機器の利用
- (4)合意形成
個別面談→支援方法の提案→合意形成→組織検討・決定→教員への配慮文

5 Kwansei Gakuin

支援内容決定プロセス

2. 障がい学生支援制度と障がいのある学生の参加

- (1)養成講習会
講習会講師……支援学生、利用学生
- (2)スキルアップ講習会
講習会講師……支援学生、利用学生
- (3)中間ミーティング
支援学生、利用学生へのアンケート調査に基づきヒアリング
- (4)学期末「ふりかえり会」
支援学生、利用学生へのアンケート調査に基づきヒアリング
- (5)その他
就職支援・キャリア形成
セミナー、インターンシップへの参加

6 Kwansei Gakuin

支援内容決定プロセス
3. 障がい学生のエンパワメント

障がい学生の自立に向けた支援(自分で出来るようになるための支援)
必要な能力を身に着ける

- (1)自分の障がいの状態(自己理解)を知る
- (2)何ができて何ができないかを、周りの人にわかりやすく説明できる力
- (3)改善を申し出る力
- (4)コミュニケーション能力の育成
感謝の意の表明等

7 Kwansei Gakuin

障がい支援機器等 (西室上ヶ原分)

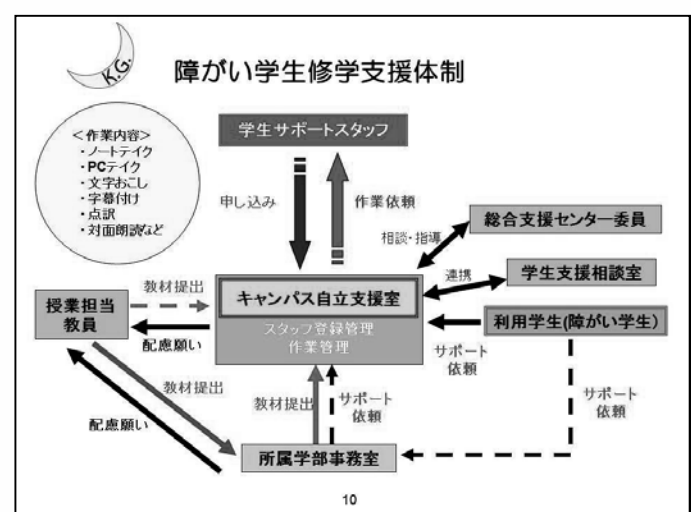
聴覚支援	ノートブック用パソコン	21台
	ノートブック用ソフト (WORD)	21本
	外付けディスプレイ	15台
	字幕付け映像編集ソフト	1本
	ビデオ音声文字起こしソフト	1本
	プロジェクター	2台
視覚支援	電磁誘導ループ	各教室
	点字翻訳用パソコン	1台
	情報読みあげソフト	1本
	点字プリンタ	1台
	据置型拡大読書機	3台
	PC画面拡大ソフト	1本
	オプタコン	1台
	ライトプレーラー	2台
	点字図書	大学図書館
	OCRソフト	1本

8 Kwansei Gakuin

障がい学生支援における学内体制の特徴

1. 各学部に対応が任されていた時代は、支援の内容にバラつきが生じていた。全学体制にすることにより、学生がどの学部にも所属しても平等に支援を受けることが出来る。支援ノウハウも蓄積しやすい。
2. 「総合支援センター委員会」を設けることにより、障がい学生修学支援の方針・方策の決定と問題解決に関する支援情報の共有化が出来、バランスの取れた支援が行えるようになった。
3. 心理相談や生活相談の機能を持つ学生支援相談室と統合・連携することにより、カウンセリング機能が強化された。

9 Kwansei Gakuin



障がい学生修学支援体制の特徴

1. 在学中における全学生の教育責任は各学部にあるので、障がい学生の修学支援についても、各学部を通じて支援を行う。常に、障がい学生の所属学部との連携の上で支援を行う。
2. 総合支援センター副長および委員に、障がいに関する専門知識を有する専任教員が複数名任命されており、定期的な総合支援センター連絡会や随時相談により、支援に関するアドバイスを得ることができる。
3. 定期的に事例検討会を開いており、コーディネーターとカウンセラーが意見交換する場がある。

11 Kwansei Gakuin

支援内容

共通			
<ul style="list-style-type: none"> 個別相談 学内設備の改善 定期試験などの配慮の調整 授業担当教員への配慮事項の伝達 心理カウンセリング 			
視覚	聴覚	肢体	発達
<ul style="list-style-type: none"> 教材の点訳・拡大 対面朗読 支援機器 (拡大読書機・音声読み上げソフト等) 	<ul style="list-style-type: none"> 要約筆記 パソコンテイク 映像の文字起こし 映像字幕挿入 支援機器 (電磁誘導ループ等) 	<ul style="list-style-type: none"> 授業教室調整 学内生活介助 ノート作成者派遣 教護室 実験補助者 	<ul style="list-style-type: none"> 障害の状況に応じて個別に対応 ノート作成者派遣 履修指導 居場所提供 スキル指導 (コミュニケーション、自己管理など)

12

聴覚障がい学生に対する支援

ノートテイク・パソコンテイクの派遣 参考資料: ノートテイクマニュアル

映像教材の文字おこし・字幕挿入

支援機器の利用 ……電磁誘導ループなどの使用

手話通訳者の派遣 ……大学主催の行事・講演会・ゼミ授業など。
兵庫県聴覚情報センターに派遣依頼している。

13 Kwansei Gakuin

字幕付けの様子



14 Kwansei Gakuin

聴覚障がい学生に対する支援

「聴覚障がい学生のための就職セミナー」開催
障がい学生を対象とする情報の取集・提供

学外関係機関との連携
ハローワーク
障害者職業センター
障害者就職情報企業

各学期ごとにテイク集集を行う
集集方法は、ポスター、チラシ、
だて看板、そして何より口コミ!

15 Kwansei Gakuin

聴覚障がい学生に対する支援

その学期のノートテイク活動が開始して1ヶ月経った頃、中間ミーティングを行います。支援体制を見直し軌道修正を行います。

学期終了時には、必ず反省会を行います。

反省会終了後は、交流会!
軽食を取りながら、一緒に活動している仲間や利用学生と楽しいひと時を過ごします。

16 Kwansei Gakuin

就職支援

キャリアセンターとの連携
「障がいのある学生のための就職セミナー」開催
障がい学生を対象とする情報の取集・提供

学外関係機関との連携
ハローワーク
障害者職業センター
障害者就職情報企業

○単に就職活動技術や情報の提供を行うだけでなく、卒業後、障がい者としてどのように生きるのか、セルフアドボカシー、エンパワメントの視点を持ちつつ支援する。
○障害種別・程度・期間の違いを認識し、障がい学生の希望に沿った個別の支援を提供する。
○就職活動が思うように行かない時など、心理的な支えとなる。

17 Kwansei Gakuin

今後の課題

障がいの診断や自覚がないまま困り感を抱えている学生をいかに支援するか

修学支援の存在と内容について、教職員と学生に広く知ってもらう
(高校までに特別な支援を受けずに学んできた学生も多い)

全学的に共有する「障がい学生支援方針」「障がい学生支援基準」の策定

障がい学生の自立につながる支援を行う
自分の障害の状態や何ができて何ができないかを人にわかりやすく説明するアドボカシースキル、改善の申し出・感謝の表明などのコミュニケーション能力

テクノロジーの導入による支援負担の軽減と支援者教育

18 Kwansei Gakuin

【報告】

テーマ1 「組織的な障害学生支援体制の構築について」

ファシリテーター 矢田直人氏

(同志社大学学生支援センター京田辺校地学生支援課 課長)

進行 佐藤剛介氏 (名古屋大学)

1. 参加者から講師への質問

Q1 執行部の反応が芳しくない状況で障害学生支援に関する組織体制を作るには、どうすればよいか。

矢田氏/同志社大学の場合、1980年代に学長諮問機関を設置したのが契機であったと思う。

設置までに紆余曲折があったわけではなく、当時の学生部長が学長に掛け合って、了解を取って設置したもの。現在も、教育・研究に関する事柄は学部の判断を得なければ決定できないが、障害学生支援に関することについては学生支援機構の中である程度決定し、各学部の代表教員が集まる学生主任連絡会議で了解が得られれば、円滑に進めていける。もし他の事務職員に何も言わず学長に相談し、認めてもらえたからと言ってトップダウンで「やりなさい」と言っても職員は動かないと思う。時間をかけてでもまず事務職員に根回しをして、人事、予算、モノに関わるセクションにある程度話を通した上でトップと話をすれば、職員は既に聞いている話だからということで、動いてくれる。



Q2 学内で障害学生のための設備投資の予算があと一歩というところで充てられないが、委員会への働きかけなど秘訣があれば教えてほしい。

矢田氏/私立大学の場合、障害学生への補助金は、今は経常経費に入っているので、同志社大学でも、スロープの設置などについて毎年学内の財務当局と折衝して、勝ち取らなければならない。2~3年かけて予算をつけてもらうということもある。

2. ディスカッション

組織体制の作り方についての質問を発端に、参加者がそれぞれの大学の事情や課題について発言し、今後取り組むべき方向性について意見交換がなされた。

【支援のガイドライン・基本的な考え方について】

- ・小規模大学にとっては、組織的な改変はとても重要だと思うが、障害学生は1人だけでコーディネーターもいない。本学の場合は聴覚障害学生本人が支援の知識を持っていたので本人から発信してくれたおかげでニーズを把握できた。第1部の講演では各大学で

カスタマイズした支援のガイドラインが必要という話があったが、本人の自覚がなかった場合を考えると、ガイドラインの雛形のようなものがあるとありがたい。

- ・ 介助者をつけるかどうかの判断が学部によって違っていたり、入学後に障害を負って必修の実験ができなければ退学を勧告すると明言している学部もあり、先生が他の理解を得るにはどうしたらいいか悩んでいる。
- ・ 障害があることによって退学を勧告するのは明らかに不当な差別的対応であり、すべての大学ではいけないこと。障害によって必修科目が履修できなかつたり、将来的に国家資格が取れるかどうかわからないという場合、基本的な考え方としては、資格取得の可能性の有無にかかわらず、入学（在学）を拒否することはできない。学生たちには、医師になれないとしても医学を学ぶ権利はある。大学の説明責任としてどういった科目を履修する必要があるかを伝え、その結果進路変更する場合にはその手伝いをする。他の大学に移ってしまうこともあるかもしれない。しかし手伝いができないとか資格を取れない可能性があるからと言って修学を拒否するという対応は、障害学生を封じていることになる。

【授業に応じた対応方法について】

- ・ その科目にあったアプローチで達成できていれば単位を出すという考え方で、たとえば聴覚障害学生は音楽の科目を学ぶのが難しいと考えられがちだが、音楽を聴くことだけが授業の手法とは限らず、音楽の理論を学ぶ、音楽史を学ぶ、文化を学ぶなど、その授業の目的を達成できるかどうかという視点で評価することは、たとえ「音楽」であっても可能と言える。
- ・ 聴覚障害学生が受講していたら、身振り手振りで何とか伝えることはできると思うが、それをしていると他の学生に対応できない。どの程度まで支援するのが合理的なのか判断が難しい。
- ・ 授業内容が全く進まなくなるような変更は必要ないとされているが、障害学生の学習を保障することも重要なので、別の時間にマンツーマン指導をするなどの方向は求められるかもしれない。
- ・ 栄養学を専攻する聴覚障害学生が調理実習をする際、同じグループの学生たちに、実習がうまくいくよう協力してやるように言ったところ、お互いの状況を理解して、手助けしながら一緒にやれる学生が授業を重ねるうちに1人か2人は育ってくる。障害学生としても、教員から支援するより周りの友達がさりげなくサポートしてくれるほうがよい面もあり、教員としても見ていて安心だった。先生方の負担が大きくなってしまふ時は、学生たちの力をうまく借りてやっていくのも良いと思う。

【支援室の位置づけについて】

- ・ 障害学生支援の部署を作る時に、「障害」と掲げることによって学生が相談に来づらくな

るのではないかという意見がある一方、「学生支援室」のように全般的な名称にすると何をしている部署かわかりにくく、頼ってもらえないのではという意見が学内で出ている。支援体制としては、「障害学生支援」と銘打った場所を確保するほうがよいのか。

- ・ 支援室が確立されていなくても自然と学生同士で助け合っている様子を見ると、特別に支援室を設けなくても良いように思う。
- ・ 時代の流れとしては「障害学生支援」という名称をつけるべきだと思う。本当に障害がある学生にしっかり対応できないことは問題。ただ、グレーゾーンにいる学生のニーズも拾おうとすると、「障害」と付く場には確かに足が向きにくい。しかし、来年には障害者差別解消法が施行されることを考えれば、はっきりと障害学生支援と掲げざるを得ないのではないか。
- ・ 障害学生支援室となると、支援を求める人たちが選ばれてしまう可能性があるように思う。現在は「なんでも相談室」があり、その機能を拡張することで、助けが必要な人に対応できるオープンな相談室を目指したいと考えている。
- ・ 障害学生だけでなく、指導方法に困った時教員も相談に行ける場であると良い。誰が相談に来て受け入れるという場を作ったほうが実質的に機能するのではないか。
- ・ 日本福祉大学の場合は、これまでの障害学生支援センターから学生支援センターとして、広く教育的なニーズに対応していけるようにグローバル化したいという考え方で進めているという話を聞いた。
- ・ 障害学生への対応は「サービス」ではなく「修学支援」。保健管理室や学生相談室でやっているカウンセリングサービスなどと、障害学生の修学支援をするのは別の話と捉える必要がある。そこをしっかりと押さえられていれば、名称はどちらでも良いように思う。
- ・ 障害学生支援室と銘打ったからこそ相談できる学生もいればそうでない学生もいることを考えると、やはり学内の連携が必要。文部科学省の検討会報告第一次まとめでも、窓口を明確にするということがはっきり求められているので、「あそこに行けば解決できる」という場を置いて、学生全体に周知することが必要だと思う。

【支援業務を担う人材について】

- ・ 障害学生支援のスタッフのうち5名が任期付きの立場になっている。大学全体で3年契約と決められているので、障害学生にとっては卒業する前にスタッフがガラッと変わってしまうため、「また一から信頼関係を作らなければならないのか？」という不満の声もある。多くの国立大学がしているように将来的には専任の教員を雇用できたらと思っている。
- ・ 大学によって、臨床心理士や社会福祉士、ソーシャルワーカーなどを職員として採用している傾向があり、最近は発達障害学生への対応を考慮しているような印象を受けている。

テーマ2 「教員への理解啓発について」

ファシリテーター 柴田可奈恵氏

(東洋大学学生生活課 課長補佐／バリアフリー推進室 コーディネーター)

進行 山田進氏 (中部学院大学)

1. 参加者から講師への質問

Q1 事例報告の中で学部主催のFD研修という話があったが、どのような位置づけの研修会なのか？

柴田氏／私が事例報告したFD研修会は、人事課や学部主催の研修会である。

バリアフリー推進室主催のFD研修会では、理解のある先生方しか集まらない。しかし、人事課主催や、教授会と同時開催する学部主催のFD研修会では、研修会対象のほとんどの教職員が出席するので、多くの教職員に話を聞いてもらうことができる。

人事課主催の中堅職員対象の研修会について

人事課主催の学内の業務を幅広く知ることを目的に開かれている中堅職員を対象とした研修において、1コマ分(90分)の時間を学生部・バリアフリー推進室に充ててもらい話をしている。業務そのものの話だけではなく、なぜ障害学生支援の仕事が必要なのかということ理解してもらえるように話している。参加者のアンケート結果を見ると多くの職員が関心を持ち、一度は担当してみたいと書いてくれた。

学部主催のFD研修会について

全学委員会である障がい学生支援委員会開催時に、各学部の代表として出席している教員に「希望する日に出張FDを開催するので日程調整をして連絡してほしい」とお願いしている。これに対し、反応のあった学部に出向いて話をしてきた。

Q2 教員の気持ちを動かす一つの方法として学生自身の言葉があると思うが、学生と教員とのコミュニケーションの機会はどのように作っているのか？

柴田氏／バリアフリー推進室設置後は、教員と障害のある学生がゆっくりと話す場所ができた。これにより障害関係を専門とする教員をはじめ多くの教員に障害のある学生との面談をお願いしやすくなった。非常勤の特別支援教育の教員にも、本学での授業日にバリアフリー推進室に来てもらい、障害のある学生の話しを聴いてもらうようにしている。

ただし、教員と障害のある学生で話す際は、2者だけで直接話すとは評価する側・される側の関係になってしまうので、できるだけ自分など支援担当者も間に入るように注意している。

Q3 事務部門でのキーパーソンや協力者にはどういった人が適切か？

柴田氏／誰かが先頭を切るしかないと考えたと、他にキーパーソンを求めるのではなく自分が積極的に動くことが大切ではないかと思う。反論せず黙っている方は賛成してくれている。ただ、自分に負担が降りかかってくるのは大変だから黙っていると考えられる。自分の周りの方で話し方や受け答えなどから「この人は反感を持っていない」と感じた人とはつながりを作っておくと、いざという時に動いてくれると感じている。実際バリアフリー推進室ができた後は、大学内で一定の位置づけができたお陰で、それまで「予算がかかる」ことに関しては二の足を踏まざるを得なかった部署も、部署を超え担当者同士で協力したり相談に乗ったりしやすい雰囲気になった。位置づけがしっかりすることによって、周囲が協力しやすくなると実感している。

2. ディスカッション

講師への質疑応答の後、理解啓発を進めていくための方法として、支援学生の組織化、障害学生自身の働きかけ、支援体制の位置づけなどについて各大学の取り組み事例や意見交換が行われ、以下のような意見が挙げられた。

【効果的な学内啓発の方法について】

- ・聴覚障害学生のために行われたパソコン文字通訳は、聞こえる学生にとっても「あるとわかりやすい」と言われることがある。障害学生の視点で大学の環境を整えていくことで、今盛んに言われている「多様性への対応」、「グローバル化への対応」が叶っていくのではないかな。
- ・学内に広く知ってもらうためには、FD/SD 研修会やパンフレットという方法もあるが、担当している学生相談室の活動については、メール配信で、発達障害の解説を載せたり試験時にしてほしい配慮について書いたりして周知した。そして実際に相談に来られた時にきっちり対応することが最も効果的だったと感じる。
- ・これから体制を作っていく立場としては、事例報告で、まず障害学生支援の小委員会を発足されたという話を参考にして、進めていきたい。

【学生の主体性との関わりについて】

- ・事例報告やこれまでの議論から、支援に関わる学生を組織していくことが大きなパワーにつながり、教員に支援の必要性を啓発する力になるのではないかな。
- ・学生の主体性を尊重するのは良いことだが、学生同士が譲り合ったり遠慮し合ったりした結果、支援の質を高めていこうという力が弱まってしまうよう注意が必要。学生主体、大学（支援部署）主体のそれぞれにメリットとデメリットがあることを自覚して進める必要がある。

- ・障害学生本人も、入学する時には自分の障害についてきちんと説明できる力をつけたり、大学でどんな勉強がしたいのかをしっかりと考えることが必要。
- ・「自立のための支援」がコンセプトなので手取り足取り支援するわけではない。また学生主体と言っても責任範囲の問題にもなってくるので、事務が主導して学生たちが自主的に動きやすい場を作ることが大切ではないか。

【支援の位置づけや考え方について】

- ・以前は学生生活支援室で障害学生支援に対応していたが、それでは不十分という判断でトップダウン的に障害学生支援室が設置された。実は教員の立場であっても、各学部の教員や、全学組織の中でキーパーソンとなる人とどうつながっていけばよいか課題と感じている。一部の学部の取り組みが他の学部にも波及してほしいと思うがうまくいかないことも多い。今後は、教員や職員や学生が集まれる場所を持ち、それをどう活用していくかが課題と感じている。
- ・教職員の協力体制を得るための方法として、「障害学生支援をしたら大学の売りになる（メリットになる）」ということが言えればよいのではないか。「障害学生へのサポートを徹底的にやる」と掲げたら、それは大学の売りになると言えるか。
- ・支援があればすべて問題なく学べるかというところではない。支援することと大学で学ぶことは区別して考える必要がある。支援が充実しているというアメリカの大学であっても、手話や口話などさまざまな方法で育った学生のすべてに100%対応できているわけではない。
- ・「啓発」の対象は教員に限ったものではなく、すべてが連携して成り立っている。今日のディスカッションが、教員と職員の話にとどまらず幅広いテーマに広がったのも当然と言える。それぞれの立場にある人が、障害学生が一人の人格として自立していくためにどう支援すればよいかということを、積み重ねていければよいと思う。



テーマ3 「支援内容決定のプロセスについて」

ファシリテーター 松岡克尚氏（関西学院大学 人間福祉学部 教授）

徳田真二氏（関西学院大学 総合支援センター 課長）

進行 中内 駿氏（名城大学）

1. 参加者から講師への質問

Q1 大学に進学を希望する聴覚障害高校生は、情報保障に関してどうアプローチにすればよいか。

徳田氏／大学の制度で言うとオープンキャンパスに来た時に、大学の支援制度について説明する機会がある。また入試の合格者全員に、障害のある学生さんは事前に早目に相談に来てほしいという文書を同封して、早い段階で障害学生が相談に来ても対応できる仕組みを作っている。

Q2 松岡先生の報告にあった「ピアによるエンパワメントの活用」について詳しく教えてほしい。

松岡氏／「ピア」と言っても、情報交換レベルからお互いに支え合うレベルまで様々な期待ができるが、これから合理的配慮の提供が本格化する中で、他の学生のモデルになれるようなケースが本当にあるのかと考えると難しい。また、同じ大学にいても専攻する勉強の内容が全く違ったり、キャンパスが離れていてなかなか集まれないという課題もある。長期的な視点に立って、関西の大学間ネットワークなどを活用して、大学を超えて、成功した先輩が後輩を支援していけるようなシステムを考える必要がある。

徳田氏／大学としては、障害学生が集まれる機会を提供することが大切。ただ、キャンパスが分かれていたり、学生がそれぞれ多忙であったりして、実際には時間を調整して場を設けるのは簡単ではない。

また、関西の7大学の交流会では、会の準備段階から各大学の学生が参加して話し合いを重ねており、そうした経験を通して力をつけて行くことも可能と思う。

Q3 障害が比較的軽度で支援を活用できていない学生が、支援の有用性を体験できるような機会はあるか。授業でどんな困難があるか、想像しにくい学生も多いのではないか。

徳田氏／チラシで制度の周知をするほか、学部単位で実施する新入生オリエンテーションの中で10分ほど、支援室職員が説明する機会を持っている。「授業を受けてみて困難を感じたら、遠慮なく相談に来てほしい」と呼びかけている。

松岡氏／診断書や障害者手帳が必要となると、心理的抵抗につながって相談しにくくなる可能性もある。障害者差別解消法の基本方針の中でも、手帳を持っている人だけが対象になるわけではないとされているので、入り口を幅広くして柔軟に対応する必

要があると思う。

また、障害ゆえに授業についていけず、成績不振になる可能性もあり、関西学院大学では今後、1年生の秋学期、2年生の春学期に一定の成績基準を満たしていない学生にアドバイザーをつけ、何が起きているのか丁寧に対応するという仕組みを取り入れる予定。

Q4 学生のミーティングで、障害学生から授業の進め方に関して困っている点が挙げられるという話があったが、具体的にどういった事柄が挙げられているのか。

徳田氏／たとえば、理工学部の授業は数式などが多く、パソコンノートテイクでの対応が難しいといったことが出てくる。コーディネーターができるだけ同じ科目の履修経験がある学生を支援に配置したり、手書きノートテイクもつけてサポートできる体制を取ったりしている。

佐野氏（関西学院大学コーディネーター）

／その他、「先生の話が速い」「先生がノートテイクを当てる（回答を求める）」「予定と違う資料を使って困った」「ディスカッションの支援に苦勞している」といった意見が出ている。障害学生からそうした相談が出た場合は、支援学生も交えてどんな対応ができるか検討するが、支援の工夫だけでは限界があると判断した場合は、授業担当の先生を交えて相談をすることもある。

Q5 関西学院大学は障害学生支援室と学生相談室が同じセンターの中にあるのでやりやすいという話があったが、実際に支援室に来た学生で相談室でも対応が必要そうなケースがあった場合、どのようにしているのか。

徳田氏／総合支援センターに統合した当初は、カウンセラーとコーディネーターの立場の違いが大きく、カウンセラーは守秘義務の意識が非常に強く学生の情報は一切外に出さないという姿勢だった。しかし事務が統合され、カウンセラーとコーディネーターの間にも人間関係ができてくると、カウンセラーが必要と判断した場合には学生本人の判断を得て支援室につなげるということもあった。

また、支援学生や障害学生の人数が多いと人間関係でトラブルが生じることもあるが、学生たちが集まる場にカウンセラーに来てもらい、友達の作り方といったようなテーマで講演をしてもらったこともある。2つの組織が連携できるメリットと考えている。

2. ディスカッション

関西学院大学への質問の他、以下のようなテーマについて意見交換が行われた。

- ・FM 補聴システムの使用など支援を実施すると、授業の情報が流出しまうと懸念する教員

もいるのではないか。どのように理解を得ればよいのか。

→ノートテイクやパソコンノートテイクのログは利用学生のものとしてルールを決め、他に漏れることがないように扱いに気を付けている。

→震災の後に遠隔情報保障支援を実施した時は、自分の音声は学外に出て、それをノートテイクすることに不安を抱いた先生もいた。教員の著作のことを考えるとそうした懸念をむげにはできないので、音声はどのようなしくみで学外に伝えられるのか、入力したログの扱いはどうするのかといったしくみとルールを説明し、理解をしていただいた。

→法律では、過重な負担となる場合や本質的な内容の変更が必要な場合は合理的配慮を提供しなくてもよいとされているが、授業の情報が外に漏れるということが過重な負担と言えるのかどうか、外に漏れることによって授業の内容を本質的に変えなければならないのか、このあたりを考えなければいけない。授業の本質に関していえば、体調が悪く授業に出られない時は録音録画したものを使って家で受講することが考えられるし、一方で実験関係の授業に出られない場合、ビデオ視聴で受講したと認めていいのだろうかということを検討する必要がある。

・学外での実習を伴う専攻で、実習の受け入れ先に理解していただくための工夫があれば教えてほしい。

→現在は、実習を希望している学生の困りごとやニーズを説明して、対応してもらえる状況であれば学生を送り出す、難しければ別の実習先を当たって同じように説明をするということを繰り返している。

→実習先の職員と毎年情報交換会をしているが、障害のある実習生に何を求めるかと尋ねると、障害があってもプロとして育てるという前提で受け入れているとの答えだった。受け入れ側がそうした姿勢でいるということも念頭において臨んでほしい。

・支援学生と障害学生の反省会の持ち方に悩んでいるが、どういう会の持ち方が効果的なのか。

→授業ごとに小さい集まりで振り返りを行っている。また、支援学生全員が集まる振り返りの場では事前に障害学生からアンケートを取り、困っていることや効果的な支援の工夫などについて事前にとりまとめ、全員に対して伝えている。困っている点に関しては、どんな改善方法が考えられるかを話し合ったり、職員から提案したりしている。

→アンケートには授業評価のような面もあり、結果を先生方にフィードバックすることで授業自体の改善も期待できる。ただし、エンパワメントの観点で見ると、幅広く情報を集められる内容でなければならない。

- ・ろう学校では、大学進学に向けてどういった指導をされているのか。
 - 自立活動の授業で、自分から声を出していかないと大学での情報保障は得られないということを伝えている。こうしたことについて学校があまり動くべきではなく生徒個人で動く力をつけさせる必要があるのではないかと複雑な思いもある。
 - 大学の立場としては、高校から先生がわざわざ来られて、高校時代にはその学生さんにどのような支援をしていたかという情報をいただけることがある。大学は閉ざされた場所ではないので、そうした情報はとてもありがたい。
 - 生徒さんが受験しようと思っている大学の、障害学生の受け入れ実績がどうかという情報を事前に把握していると、話をしやすいということはあると思う。そうした情報はウェブ上で発信していくことを文部科学省からも求められているので、大学としても力を入れていかなければならないと思っている。
 - 大学のウェブサイトを見て、PEPNet-Japan のロゴマークがついていたら、情報保障があると安心できる面があるのではないか。障害学生支援についても、品質保証の示し方に工夫の余地があるのではないかと思う。
-
- ・プレゼンをする授業や論文の発表会などで聴覚障害学生が発表する時、口話で伝わりにくい学生の場合はどのような方法があるのか。
 - パワーポイントと一緒に読み原稿も表示し、発音が聞き取りにくいところも伝わるようにしたり、読み原稿がない場合はノートテイカーが聞き取りづらかったと思ったところを補助的に書いて投影したりしている。
 - 手話通訳をつけている授業では通訳を介して伝えている。
通訳が見つからない場合は読み原稿を表示して指さしながら説明したり、パワーポイントにできるだけ説明する文章を書いておいたり、受け手に必要なメディアをできるだけ確保するという方向で行っている。



地域ネットワーク形成支援事業 概要

各地域のニーズに応じて、当該地域で障害学生支援を行っている大学等の連携体制を構築し、地域ごとのより密なネットワーク形成に向けたサポートを行います。

各地域において聴覚障害学生支援の拠点校となり得る大学・機関を中心として研修会を開催することを通し、近隣の主要大学と一つの目的に向かって共同作業を行うとともに、大学同士の連携可能性について協議する機会を提供します。こうした取り組みを経て、大学等の機関間、担当者間の新たなネットワークの構築や、既存のネットワークの活性化を目指します。



これまでの取り組みと今年度計画

平成 24 年度

◎東北地区 10月13～14日 聴覚障害学生エンパワメント研修会

主催：宮城教育大学、みやぎDSC

共催：東北福祉大学



◎近畿地区 2月22日 障害学生支援教職員研修会

主催：同志社大学

共催：関西学院大学総合支援センター、

関西大学学事局授業支援グループ、

立命館大学障害学生支援室

大阪教育大学障がい学生修学支援ルーム、

大阪大学学生支援ステーション障害学生支援ユニット



平成 25 年度

◎北海道地区 2月14～15日 聴覚障害学生エンパワメント研修会

主催：札幌学院大学

協力：北海道大学、北星学園大学、北海道情報大学、

公益社団法人 北海道ろうあ連盟、

公益社団法人 札幌聴覚障害者協会



平成 26 年度

◎東海地区

愛知教育大学を中心に、東海地区での障害学生支援の底上げと関係者の連携拡大を目指し、情報交換会・勉強会を実施している。

参加大学：愛知教育大学、日本福祉大学、名古屋大学、

三重大学、中部学院大学、名城大学



平成 26 年度日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク
地域ネットワーク形成支援事業 実行委員会委員

高橋 岳之 愛知教育大学教育学部 准教授
岩田 吉生 愛知教育大学教育学部 准教授
藤井 克美 日本福祉大学 非常勤教授
瀬戸今日子 名古屋大学学生相談総合センター 障害学生支援室 コーディネーター
佐藤 剛介 名古屋大学学生相談総合センター 障害学生支援室 特任講師
菊池 紀彦 三重大学教育学部 准教授
山田 進 中部学院大学学生課 職員
中内 駿 名城大学学務センター総務グループ 職員

PEPNet-Japan 事務局

磯田 恭子 筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター 特任助手
中島亜紀子 筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター 特任助手
萩原 彩子 筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター 特任助手
白澤 麻弓 筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター 准教授
(肩書きは平成 26 年度当時)

東海地区障害学生支援担当教職員研修会 当日資料・報告書

発行日：平成 27 年 7 月 31 日

発行：日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク (PEPNet-Japan) 事務局
〒305-8520 茨城県つくば市天久保 4-3-15
筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター



協力：国立大学法人 愛知教育大学
日本福祉大学
国立大学法人 名古屋大学
国立大学法人 三重大学
中部学院大学

編集：磯田恭子 (筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター 助手)
中島亜紀子 (筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター 助手)

ISBN：

※本事業は、筑波技術大学「聴覚障害学生支援・大学間コラボレーションスキーム構築事業」の活動の一部です。

ISBN : 978-4-905362-12-8

